

---

平成29年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

平成29年9月13日 (水曜日)

---

**議事日程 (第3号)**

平成29年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

**出席議員 (12名)**

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
4番 池亀 豊君	5番 工藤 久司君
6番 宮下 久雄君	8番 信田 博見君
9番 田村 兼光君	10番 塩田 文男君
11番 武道 修司君	12番 丸山 年弘君
13番 田原 宗憲君	14番 吉元 成一君

---

欠席議員 (2名)

3番 鞆野 希昭君	7番 有永 義正君
-----------	-----------

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君	総務係長 脇山千賀子君
-----------	-------------

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長 ……………			永野 賀子君
総務課長 ……………	八野 繁博君	財政課長 ……………	元島 信一君

企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	柿本直保美君	代表監査委員	尾座本雅光君

---

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
吉元 成一	1. 庁舎建設について	①新庁舎建設について、再度町長の考えを問う。
	2. メタセの杜の障害者用点字ブロックについて	①メタセの杜の障害者用点字ブロックが、テントで囲われていて危険な状況にあるが、どのように考えているのか。
	3. 職員の採用について	①職員及び嘱託職員の採用について
	4. 労働安全衛生について	①労働安全衛生法に基づく、労働安全衛生委員会の取組みについて
武道 修司	1. 町のキャラクターの活用について	①町のキャラクター使用の申請はどのように手続きするのか。 ②制約はどのようなものがあるか。 ③普及に向けての活用方法はどのようになっているのか。
	2. 各種審議会等について	①町の関係の審議会等はいくつあるのか。 ②メンバーの選考方法は、どのような基準で行なっているのか。
	3. 築上西高等学校校舎建替えについて	①町に、県からの相談や情報提供はあるのか。 ②工事に伴い、町からの要望等はしているのか。 ③今後、町の施策は何か考えているのか。
宗 晶子	1. 築上町のごみ行政について	①ごみ固形燃料化施設の今後の展望は。 ②ごみ減量化に向けて、実効性のある取組みの予定は。
	2. 地域包括ケアシステムの構築について	①介護保険制度改正に伴う、地域包括ケアシステムの進捗状況と今度の展望は。 ②住民への周知・理解は進んでいるのか。
	3. 築上町の災害発生時の対応について	①避難所設営等のシミュレーションを職員と住民が共に学ぶ機会を作っているか。 ②災害時に出動する町職員・自衛隊等の子どもや介護の必要な家族を守るシステムの構築ができているか。

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
信田 博見	1. 災害対策について	①九州北部豪雨では立木が流れ被害が拡大したが、築上町は大丈夫か。 ②福祉避難所の場所の周知について ③障害者や高齢者、妊婦の受入れ態勢について
	2. 有害鳥獣駆除について	①一頭あたり8,000円の報償金を支給しているが、継続可能か。また増額できないか。 ②捕獲員の活動が土曜日のみとなっているが、改善できないか。
	3. 築上町を盛上げる施策（イベント等）について	①築上町を盛上げる施策について ②イベント等を開催する計画は。 ③町内外に効果的なPRを。
	4. 子育て支援について	①町独自の子育て支援について ②子育て支援アプリの活用について

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。一般質問は6人の届け出があり、本日の質問者は4人とします。

ここで、議長からお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問をするようにお願いします。

また、執行機関は責任のもとに的確な答弁を願います。

なお、質問は前の質問席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。

では、1番目に、**14番、吉元成一議員。**

○議員（14番 吉元 成一君） 皆さん、おはようございます。きょうは朝早くから町民の方が、町政に対する関心の高さを見せていただけているということに対して感謝申し上げます。

まず、議長から言われたように、質問事項のとおりということなので、1番目の庁舎建設についてということで町長に再度考え方をお伺いしたいと思います。

町長は、3月の議会で、庁舎建設にかかわる用地取得の予算を計上してまいりました。その議会で私も一般質問をしましたが、町長に、町民の民意に諮るべきではないかと、町民の皆さんが納得できない、また、どこに建てるかもわからない状態で建てるよりも、町民の皆さんの理解をいただいて庁舎を建てるべきではないかという気持ちから町長にお伺いしました。

そしたら、町長は、伝家の宝刀を抜いてまいりました。皆さんも、議員の皆さん御存じだと思いますが、私の質問に対して、執行権だからと、執行権者であり、町民から負託を受けて絶大な力を与えられているということについては、私も当然町民の皆さんもご存じのとおりだと思います。

小林議員が6月の議会だったと思うんですけど、3月やったんですか、やっぱり庁舎の件で言われたときに、町長は、それだけの権利を与えられていると、その場に対しては十分理解していますと、しかし、権利を与えられている以上、責任を持った行いをしてほしいというような発言をなされました。

私に執行権だからと言いましたので、私は町長に、執行権だからと言ったので、そういうこと

を言よると反対者も出てくるんじゃないですかと言ったら町長は、反対する人がおれば対抗馬で出ればいいやないかというようなニュアンスの言葉を言いました。

ということは、来年の町長選挙に向けて、町長である新川さんに反対するんだったら対抗馬で出てこいよと言わんばかりのことを言われましたので、私は、選挙の話も何もしていないのに、そういった話に何でなるのかなと、こういうように思いました。

それから町民の皆さんも御存じのとおり、町内各地区で町政懇談会なるものがとり行われました。これは2年に1回やっております。たまたま今回は選挙前だということですが、皆さんの中には事前に選挙運動をしているんじゃないかとか言う人もいました。それは町長として2年に1回、皆さんの意見を聞きながら町政を運営していくという意味ではいいことだと、私はこういうふうを受けとめております。

議会の中で、じゃ我々議員がその場に参加して発言してもいいかということをお伺いしました。そうすると町長は、なるべく控えてほしいと、町民の皆さんの意見を聞きたいというような発言をされました。

それは、そう言われてみればそうかもしれませんが、でも、我々も町民の一人であり、築上町として合併して、築城と椎田が一つになってまちづくりをやっている以上、私は築城の出身ですけども、椎田の地域に参加することもおかしくないんじゃないかと、私はこういうふうに思っています。議員として、椎田のどこの方々はこういうふうに考えているんだ、築城の人はこういうふうに考えているんだということを知りたいと、こう思いました。

そこでは、地元では発言するけれども、よそに行ったら発言はなるべく控えたほうがよからうという気持ちはありました。あの真夏の暑いときに、私どものところは、下城井小学校でやりました。たまたま私の隣の家に、私ごとですが不幸事がありまして、私の地域の懇談会の日には参加できないということで、前日の下城井地区の深野、峠、袈裟丸あたりの地域の皆さんが参加する町政懇談会に参加させてもらったところであります。

そこで、私、おくれて40分近くたってから行ったんですが、町長がまだ話をしておりました。今までの町政についてあなたがやってきたこと、これからどうせないかんかということも言われていたんだと、多分そう思います。皆さんの意見を聞きたいと、そして、江本課長が司会をしながら言ったのは、あらかじめ、あらかじめですよ。各自治会の方に聞きたいことを提出してくれと言って、準備させておった。それを協議した結果を読み上げたというか、一人一人が、各担当課の課長が説明した、終わったと、こういうふうに思うんです。

そのときに私が、最後になったから一言発言をとということで発言を求めた。私が発言をしている途中で、町長は「だからね、議員が来て発言せんでくれと言ったんだ」と言いました。町長、覚えているでしょ。そんなことは議会で発言してくれと、私も町議会議員である前に築上町民の

一人なんです。

自分の地域でいろいろ考えても口に出して言えない町民の方はたくさんいると思います。田舎のほうに行くと、お年寄りの方なんかは、町長は新川さんでも誰でもいいですという人、結構おるんですよ。余り関心がないんです。

それで、町長がそういうふうにおっしゃいましたが、その後に私の耳に入ってきたことは、農協の跡地は買うことができなかった、これは仕方がないでしょう。町長が、じゃどこに建てるかとなったら、現庁舎、この位置に建てるかと判断したんです。これは執行権者が考えたことですから、町長は町長の考えでいいと思います。

そのときに、あなたが言われなければ、ほかの人は言っていないと思うんですが、庁舎の件が話に出る、また、あなたが出すときには、築城の支所の横のグラウンドゴルフ場のあそこでも建ててもいいんじゃないかなという気持ちもあると、言葉の言い回しはよくわかりませんが、それと、候補地としては農協のそこはだめやったと。

農協のそこだったら、駅前周辺との一体化ということで、私は構わないんじゃないかなという気持ちはありました。しかし、修正案が出たとき、私賛成しました。

何でかと申すと、あなたは町民に対して言った言葉「私は執行権者やから私の思うように庁舎を建てるんだ」と、私は、町民の皆さんの理解をいただいて建てたほうがスムーズに行くんじゃないかなという気持ちで言ったことです。あなたが庁舎を建てることに反対、議員は誰もしていない。皆さん手を挙げてもらってもいいと思います。

というのが、耐震制度の問題で国のほうからの方針もあり、うちの庁舎は、調査した結果、地震に耐えられないと、だから早急に建てかえるべきだという結論は出ているわけですから、そんな危ない庁舎に、いつ地震が起こるかかわからないところに、町民の皆さんが用事があって来て、そこで地震が起きて、災害が起きて、皆さんがけがをなさったり亡くなったりされたら誰が責任とるんだと、早急に庁舎は建てかえるべきだと、私はこういうふうに考えております。

議員の皆さんもそれについては反対じゃないと私は、一人一人確認とったわけやないけど、そういうふうに考えていると思います。

そしたら、そのことに対して町長が世間で言われたということ、誰が言うたかれが言うたちいうたら、それは名を伏せちょこうと、みんなこう言うでしょ。世間の中で、吉元さん、あんなのことこう言いよると、気をつけなねち言われたときに、誰が言うたんかはっきりさせようかち、僕は間違っていないよと、こう言ったら、それは名前はまだ伏せちょこち、町長もそう言うでしょ。だから、僕も伏せておきますけれども、何人かの人間から言われました。

何と言ったかという、今のところは決してすばらしいところやないかもしれんけど、ここに建てるしかない、何でかと、理由は議員の皆さんが反対するから通らないんだと、通るか通らんか

やってみたらわかるやないですか。

住民の意見を聞き入れて、あなたが1カ月でもいい、時間がないから短期間でいいから、委員会でもつくって、自治会長さんはじめ、いろんな各種団体から選んで、その委員会の中で決定したことやったら私は反対するつもりもありませんし、それが筋が通ってれば、議員の皆さんも僕は反対しないと思います。

あなたが、議員のせいで建たないんだというような言い回しをしていると、こう聞いているんです。築城に行ったときは、庁舎の横のグラウンドゴルフ場に建ててもいいんやけど、3分の2の特別議決が必要だからできないんだというような言い方をしたと、町民の方から聞いているわけですから、町長、本当にそういうことを考えているんですか。本当に議会が反対するからできないとか言うんですか。その点だけ明らかにしてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的に庁舎建設については、議員それぞれいろんな考え方を持っております。そういう形の中で、農協の敷地も断念したというふうなこともございます。

予算は通りましたけれども、一つは建設地、なかなか無理だなと、そうすれば、基本は合併の当初に戻りますけれども、本庁は椎田というふうなことで、このような形で合併協議がなされてきたということで、建てかえても、これは本庁が椎田という感覚で私おりまして、そういうことの中で、そういう議員さんのいろんな思惑がある中で、やはり、この地しか仕方ないかなという一つの考え方も置いてまいりまして、現在は、今、そこの西側の駐車場のほうに一応建てようかというふうな計画案で進んでおるところでございます。そうすれば、合併時の関係、築城・椎田という形じゃなくて、やっぱりこれは合併のときの基本的な事項で、この地に建てれば問題がないかなと、このような感覚で、一応庁舎は建設するように現在計画を進めておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 町長、それは答えになっていないやないですか。私は、議会のせいにはしていませんかと言う、していませんかと、これを聞いたんです。あなたは言葉に出して、議員さんの大多数の3分の2の賛成がもらえないと、よそのところには建てられないから、過半数で通るここに建てるのが一番適当だろうということを言っていると、こう聞いているんです。

今あなたのほうから言ったけ言いますけど、合併協議会、私は、この椎田と築城の合併については慎重に考えないかんから、いかんちいうことで、僕は反対の態度をずっととってまいりました。しかし、一晩のうちにあなたたちが話し合いをして、旧築城町長の「頼む」という一言に協力したわけでしょ。



私は、1市5町、行橋ほかの1市5町でいくのに賛成して、委員会にも出ました。私ごとですが、それでとんでもない目にも遭いました。また議会に返り咲いたときに、総務委員長をしていたんです。その合併協議会の中に、役所として大体充て職で出よった総務委員長を、当時の築城町長は外したんです。

何でかといったら、反対するから。豊前市と椎田と築城の1市2町の合併協議会があったでしょ。その結果、椎田の町民の方々が住民投票で反対になったということで、築城はどうしたらいいかわからんようになったと思うんです。

あなたは、だまされて築城の借金を10億ぐらい払わされたと言よるとい人もいます。これは定かじゃありません、私は聞いていないから。しかし、議場で言っているんですから、それが本当に言ったか言わんかも知りたいんです。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員、庁舎建設に……

○議員（14番 吉元 成一君） 庁舎建設に絡んでの話です。

○議長（田村 兼光君） だけど、それは築城のことやから関係ないやないか。

○議員（14番 吉元 成一君） いや、関係あります。今言ったやないですか。椎田に建てるということで合併協議会の中でそういう方向になっておるといことは、合併協議会の中でどんな話があろうと、最終的には協定書に書いていないことは無効です。協定書に椎田に建てるか書いていますか、町長。

私は、椎田に建てることを反対しているわけでも何でもないんです。町民の皆さんの広く意見を聞いて庁舎は建設するべきだということを言っているんです。議員の皆さんが修正案に6名の方が賛成して、かろうじて原案が通ったと、これは皆さん私と同じ考えで、住民の皆さんにもう少し理解してもらってからやるべきじゃないかと、こういうふうを考えているだけのことなんです。

庁舎建設反対なんかしていません。そういう宣伝をされたら僕らはたまりませんから、町民のためによりよい将来のことを考えて、よりよい位置に、よりよいものを建てる。あなたがあと20年も30年も責任もって町長をやるんだったら、それはそれでいいでしょう、あなたの考えでやって。あなたを指示する人ばかりの意見を聞けばいいでしょう。

少なくとも私は、3期の間、あなたを支持してきたわけです。今回のことはちょっとおかしいと思っているんです。

町長、庁舎を建てる時に、椎田と築城の代表者数人かが、当時の議長を含めて、全て椎田に任せると、そういう話を聞いていました。2つだけお願い聞いてくれと、何かというと、新しい町の名前の中に「椎田」という文字を入れないでくれと、それと、築城の駅前をずっと下水道をしていましたが、これを完備してもらいたいと、それ以外に何もないというふうに私は聞いてい

ました。

違って耳に入っているかもしれませんが、しかし、合併協議会の中にうたって、ちゃんとして文字になっているのは、庁舎については、合併当初は本庁を椎田の庁舎に置くと、築城の現庁舎は支所等に使うと、こう書いています。

しかし、新たに建てかえるときに、椎田やなからだめとか一切書いていません。それを何も知らない町民の皆さんに、あたかもそういう約束をして合併したんだと思われるようなことを言う、町長さんがそういうことを、うそを言うわけないやないかと言うんです。

だから、私も合併協定書を読んでいるんです。この質問をするために、大概勉強の好かん、僕は勉強をしてきました。町長、私はあなたのことを思って言っているんです。長期政権になったら何でも通ると思うたら大間違いです。

もう少し町民の皆さんの意見を聞くようにせないかんと思うが、町長、その点について、今からでも遅くないんですが、考え直して、町民の代表者を集めて委員会でもつくって、そこでこういった形でやりますと、私はこういうふうにしたいと思ひますて、そこで納得してもらえれば、住民の代表ですから、そうむげに町民の皆さんも反対できないと思うんですが、どうでしょうか町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 庁舎の件は、現在地ということで既に事が進んでおりますので、委員会をつくりません。そういう形の中で、あと配置とか、そういう形になれば、いろんな意見のものを聞いていかなきゃいけないというふうなことになります。

それで、先ほど3分の2の同意がないと庁舎の位置をかえられない、これも私の頭の中では、少しはその中で無理かなという考え方が（ ）って、場所の移転にすれば、それぞれ私は3月議会ですか、烏合の衆という話をしました。

これは訂正させていただきましたけど、人それぞれどこの位置がいい、どこの位置がいいという形があるので、私はリーダーシップをとって、この地に決定をさせていただいたという話もしたと思いますけど、そういうことで、現在ではこの地で事は計画を今進めておるところでございますし、今さら委員会をつくってやるとは、これは到底できないことでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） それは執行権者であるあなたがそうしないということなら、それはそれで仕方がないでしょう。

しかし、今、私は何も言っていないけど、烏合の衆の話が出ましたが、小林議員の質問に対しあなたが答えたときに、烏合の衆と辞書を引いたら、僕も引いてみました。まとまりがないで、

ああ言い、こう言いするひとたちの集まりだと、そういう人たちの話を聞いておったんじゃないや、庁舎は建たんという言い方をあなたはしているんです。議事録、僕はテープとっていますから。

あなたは、誰かが言われたか、あなた自身が気がついたか知らないけど、これは失礼なことを町民に対して言ったんだということで、議場で取り下げのお願いを議長にしたんです。発言の機会を与えてもらいました。これは議長、庁舎のことに絡んでのことですから。してもらいました。私は、暫時休憩に落としてもらって皆さんと協議しました。

それだったら、議場で言ったことを議員に謝って済む問題と、町民にはっきり明らかにする問題は別と思うんです。あなたは、議員に対して烏合の衆と言ったんじゃないんです。町民に対して烏合の衆と言っているんです。ここ傍聴来ておる皆さん方、烏合の衆、私たちも含んで。

あなた、築上町の町民のために、築上町発展のために一生懸命されたことが、その一言で無になってしまうようなことを言ったんです。だから、私は、議場であなたがことわり言うて、皆さん、町長がことわったけええわと、こういう形で終わりたくなかったから、私は言ったんです。町長室だよりちいうて、1カ月に1回、広報ちくじょうを出すときに、松鳳山の自慢話からいろいろ出ます。

そこに、私は議場において、町民に対して烏合の衆とは書かんでもいいけど、大変申しわけない発言をしたんだと、小林議員の質問に対してと、よく考えたところ私が間違っておったと、今後皆さんと相談しながら町政発展のために頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。書くという約束がとれば僕は議場に入ると言ったはずです。

皆さんも、議員の皆さんも、それがよかろうということで、局長が使いであなたのところで行ったら、書く書かんかは自分の意志に任せてくれと言ったんでしょ。だから、僕は筋を通して議場に入らなかったんですから。

烏合の衆て簡単に言うけど、大変な言葉です、これ。これからあなたが町長を務めていくとするならば、そういったことは気をつけて発言してほしいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ぶり返すようでございますけれど、私はいろんな意見があるというのを比喻して言った、これが不適切だったというふうに理解したので、訂正の文を広報に書かせていただいたということでございますので、いろんな意見が出てくるというふうなことで、リーダーシップを発揮させてほしいというふうなことで、私は、庁舎は、この現在地にするしかないだろうという判断に立ったというのが現実でございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 町長、「いろんな意見がある」と言ったんならいいんです。あなたは一発で烏合の衆と言っているんです。常日ごろからそういう気持ちが心の隅にない方はそ

ういうことは言いません。あなたは、ましてや築上町の長です。あなたの口からまさかそんな言葉が出るとは思ってもみませんでした。

無難にこの3期務めてまいりました。そして、あなたは簡単に庁舎を建てる、何を建てると言ふるんですけど、赤字再建団体すれすれを、綱渡りせないけんようなことが、あなたが生きている間にはないかもしれないけれども、町長として、仮にこの次も町長になって、次もあなたがおる以上、ならんように努力して、またあったときは腹切らないかんでしょう、正直言つて。

しかし、残された町民は、負の財産を抱えて何もできなくなるんです。あなたは、もう1期でたいと、やり残したことがある、これが庁舎でしょ、学校の建てかえでしょう。箱物でしょ。

それよりも、町民の皆さんがどうしたら豊かに暮らせるかということにお金を使って、町民が納得して赤字になるんやったら、これはしょうがないと思うんです。庁舎も、できればここに、あなたの考えでは30億から40億ぐらいかかるんでしょうが、10億でも5億でも幾らでも安くできる方法を考えやるべきでしょ。

あなたの家を建てるんやったら、あなたの勝手にしてください。そういうことにはならんと思うんです。これ以上言うても、お互い水かけ論ですけど、町長、あなたは、今のまま行くということですね、庁舎に関しては。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今、事務のレベルで検討をしておりますし、そういう方向性でいくように進めてまいりたいと考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） また事務の話が出たら言わないけんやないですか。私が3月の議会で庁舎の件を言ったら、4月いっぱい3回も庁舎の庁舎建設委員会というのをつくっているんです。充て職で、副町長が委員長です。教育長が副委員長になっている、そうでしょ、教育長。あとは職員です。課長連中、また、課長待遇の参事の中から選任するということになっておる。

僕は6月の議会で、その人たちに一人一人聞いたんです。あなたたちは執行部から上がってきた庁舎建設の問題について、ここはこうやないかという自分の気持ちや、町民サイドに立って考えた発言をしたんですかと言うたら、その出てきたことについては話があったけど、自分たちの思いについては一切言っていなかった。じゃイエスマンじゃないかと言ったら、議会が終わったら「いや、イエスマンじゃない」というて、町長言い切ったやないですか。

町長は常日ごろ言ふるやないですか。部下は、私が言うたらそのとおりにするべきだと、言葉は違うけど、それに似たようなことを言ふるんです。職員はついてこないかんちゅて。言うこと聞かんやったら隅のほうにやるんでしょ。

そういったことを、このつぶれかけて一緒になった町が、町民をいかにして豊かな心を取り戻させるかということ、あなたが一番考えなければいけないと思いますので、そこを含んで、それはあなたがやりたいようにやるんやったらやってみてください。庁舎の件はこれ以上言ってもあれだから、やめます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） メタセの杜の障害者用の点字ブロックについてとあります。理事の方もきょう見えていますけど、メタセに点字ブロックがあります。町長、知っていますか。視覚障害者がその点字ブロックを杖ついて歩いていくんです。そしたら障害物に当たらない、けがをしないというのが目的だと思います。ところが、町長、今どうなっているか知っていますか。町長、持ち主として。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 点字ブロックは、トイレに行く所に表示はずっとしていつていると思いますけれど、あとどうなっているかは今私は把握していません。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） では、町長、私が説明しましょう。

買い物に行きます。駐車場に車をとめて真っすぐ入り口に入る点字ブロックがあります。そしたら、横に今、食事をしたりするようなテーブルを置いて、入り口の手前です。ホオズキの季節になったらホオズキ売ったり、いろいろ、焼き芋とかしたりしています。そこに向かって真っすぐ点字ブロックがある。目の見えん人はぶち当たるよ。

それは、障害者の方から議会で言ってくれと言われたんです、僕は。そして、おまけにそこにポールを1個置いておるんです。そこを歩いたら危ないと思うて気を使って置いたんかもしれませんが、そしたら点字ブロックの意味がないやないですか。この点について、副町長、メタセの社長として、今どういう対応をとろうとしているか、また、しますか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 御指摘、また、御忠告ありがとうございます。これについては速やかに改善、改修はしたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 今、こうして質問をしている間も事故があるかもしれません。

先日、職員に聞きました。点字ブロック、これどうなっておるんかちいうたら、これは改築するとか、ちゃんと使えるようにすると、それと、点字ブロックの位置をやりかえるかもわからんとかいうようなことを言ったけど、きょうけがしたらどうするんかと、こうやったんです

けど、なるべく早くこの問題は解決していただきたいと思います。

次に、職員の採用についてと、ざっくり書いていますけれども、これは執行権者である町長の権限でしょうから、町長にお伺いしたいと思います。

正式職員は試験を受けて、1次テストで合格点が、ある一定の点数が取れたと、2次で面接をします。町長、するわけでしょ。どういうメンバーでしているわけですか。2次の。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には民間から参入してもらい、そしてまた、町の幹部と、それから三役も一緒に入って面接試験をします。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） じゃ、嘱託職員について1点お伺いしたいんですが、過去においては、その人を採用したときの事情とか、いろんなことがあつてずっと長く務めた方もいます。

しかし、一応3年がめどになっています。3年を過ぎてどうしてもその人が、担当課とか、いろんな関係で必要とあれば、町長の意見を付して、2年ぐらいを延長しよつたと、私はこういうふうに覚えているんですが、そして、ある年に町長は、ことしからそれはせんことなつたと、私は口を挟まんと町長が言ったのを覚えていますか。覚えていますよね。

だから、かたくいけば3年しか嘱託職員の採用はできんことなっているんです、築上町においては。

各課の課長の嘱託職員が必要な事業があると思うんです。自分とこの正式職員よりもあるけど、給料も安いし、いろんな手当とか、そういう面で助かるから、嘱託職員をいっぱい雇うたほうが町のためにも安上がりかもしれません。町長、そのことはあれ以来守っていますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、非常勤の職員については、課の課長に任せて、最終的決裁は私がやっております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 町長、みんな口を持っています、耳も持っています。職員の間でも町長が絶対と言う人やない人もいます。町長が言った言葉を自分らに告げ口する人もいます。そしたら、5年になると、おかしいんじゃないかなというような感じで言うと、町長が「俺の権限やけ、俺が雇うちよるんやけ」と、こう言うたというふうに聞いているんですが、そういうことあつたんですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それはないと思います。俺の権限やけ雇えと言うことはないと思います。基本的には3年を超えた嘱託職員がおるとは思いますけど、非常に業務にたけておるとか、そうい

う形であれば、私もこれは承認をして雇っておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） じゃ、今後も嘱託職員で3年の任期が来ても、その職場が必要とするということで推薦をしたりしたら、町長、その人を再度採用するということも考えられるということですね。

それと、普通は、3年したら半年間休ませて採用をするというのが普通のやり方みたいやっただすけど、今はそういう形で引き続きしとる人がおるから、偏ったことになるから、やっぱり必要とされて、町長が判断して、各課の課長から必要とされて、こういうことやからと言われたときは、町長、それを実施するということで受とめていいですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全般的に誰が認めても再度雇用をしたいという形になれば、私もこれはそれに、課長の進言を受け入れると、そういう形で現在もおりますし、将来もそういう形で、町のためになれば、これは雇用を続けてやる場合もございますし、余り長いなという形になれば、印鑑を押さない場合もございますし、そこは最終的には私が判断してやるという形になりますので、課長の進言は、ほぼ9分どおり受け入れるつもりでございますけれども、余り業務的に無理があるなと思った場合は、印鑑を押さない場合もございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 町長がそういう判断をするということですから、一つの例を挙げます。名前を言うと個人の攻撃になりますから、言わなくても、僕が言うと、町長は誰のことを言よるんやなというのはわかると思うんですが、25年の3月31日に早期退職をしています。25年の4月1日に嘱託職員として、あくる日に採用をされています。

僕は、役所の職員で働いたほうが給料もいいし、いろんな面でいいのに、何で保障のない嘱託職員に早くやめてなったのかなとは思っていました。それが28年の3月31日で3年になります。それで、一度やめています。4月1日に、今度は委託という形で同じ職場で1年間働いている。ことしは再任用です。

仕事ないで生活ができない町民幾らでもって広報で募集したら、皆さん行きたいと、議員さんどうかならんやろうかと言われる議員さんもいると思います。私もまれになく言われることもあります。しかし、これは町長が選ぶことやからあれですけど、どうかならんかなと言ったとしても、僕が選ぶわけでないですから、そういったことがあります、これは町長、把握していますか、この人のこと。理由を教えてください、知っておったら。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう例もあるようでございますけれども、法に基づいて再任用という形になれば、本人が申し込めば、これは一応今の法律では雇わなければならないという状況もございまして……

○議員（14番 吉元 成一君） 再任用のことを言っているんじゃないです。

○町長（新川 久三君） 嘱託関係も、それは承知しておりますし、本人が、それと関係課がどういうふうに考えるかという一つの考え方もございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 町長、これ知らん人が聞いたら、むちゃくちゃやないかと言われるようなことです。何でかといったら、25年の3月31日に早期退職して、4月1日に嘱託で自分は雇われて、子供が役場に入っておるやないですか。それは成績はよかったかもしれせん。その子供は、町長が常々言う、職員は町内に住んでほしいと、家があるのにわざわざよそに住んでおるやないですか。

このお父さんのほうが、知り合いの者に言うとするんです。今度わしは正式職員にまたなれたと、ほういいなちいうて田舎の言葉で話しよったら、強い味方がおちよるけ、（ ）には申しません。この中におる人の名前が出たんです。それで、再任用は25万ぐらいでしょ。30万もらいよるちいうて、大げさに言うとするんです。

やめるときの理由は、役所を早期退職するときの理由は、あなたも知っていると思いますが、お父さんの面倒を見るちゆうてやめた、でしょ。で、娘さんが入った。自分もその日から嘱託で入っとる。悪い言葉を言うたら、げすの勘ぐりと言われればそれまでかもしれんけど、おかしいやないかなと言う人はたくさんいるんです。

自分にいいやつは全部雇うんかと、1日も休ませてない。そしたら、その年代の人で役場を早期退職して、よそで働いて再任用で今来よる人もおるんです。嘱託職員でもいいから、仕事がないから地元で働きたいという考え方で、募集に応じて受けるんですが、そういう人たちを切らんで、62ぐらいになったら、年金もらえたらいいけ、それまでの食いつなぎですか、それを、名前言えちゆたら言うてもいい、この議場で。そしたら、言うた本人を責めるやろ。町長やないことは確か。

そういう話を、たとえそういう話があったとしても、ちゃんと整理しとかんと大変なことになります。いいとは言えませんし、権限はあなたにあるんですから、採用するせんの権限は。全部あなたのしたことになるわけですから。

だから、この件について、僕は、娘さんのことまで言いたくなかったけど、町長が木で鼻をくったみたいな言い方をしたけ言っただけのことで、これだけの事実があるんです。

やめたあくる日から嘱託で入って、嘱託3年務めたら、役場職員をしよったけ、都合悪かった



んやろ、今度は委託で1年働いとる。そして、同じ年代が退職する時期になったら再任用を申し出たら、再任用は雇わないかんことなるとる、法律に守られておるけ。それやったらやめんでもずっと辛抱してくれたほうがよかったんやないですか。おやじさんがぐあいが悪いけ見るて言よったけど、1日も見てない形になっておるやないですか。

嘱託職員で見れるんやったら、役場の職員でも見れんことないんやないですか。奥さんも早期退職されて、家におったわけですから。それは家庭の事情もあるかもしれませんが、娘雇うてもらうために、自分が早うやめたんかち、こう言よるですよ。夫婦で、椎田と築城が合併して、奥さんが椎田の人で、旦那さんが築城の人やったとする、2人とも役場に行きよった。息子さんが役場に入りたい、娘が役場に入りたい、試験受けた。試験は多分できたと思うんですけど、上がらんやったんです。2人とも役場をやめたんです。一人は臨時職員で来ておるみたいですけど、今はどうか知らんけど。それから考えたら、これは余りにも偏った待遇やないんですか。こういっことは人から指摘されんように。別段悪いことやないといえ、それまでかもしれんけど、世間の人にとってそれおかしいと言われんような採用の仕方を、町長今後考えていただきたい。どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には採用という形であれば、誰も役場を受験する権利もあるし、例えば役場の職員であった子供も当時採用したこともございます。合併してからです。そうしたら、私はもうやめたほうがええでしょうねちゅう言うてきた例もございますし、今あなたが言っておる方は、上がる前からやめたんです、基本的には。本人が受験をするという形になったらやめて、そうしたらその娘といいますか、非常に成績がよかったと。そういう結論になっておりますんで。成績が悪ければ落としておりますし、それは公正な形で選考を行いながら採用を行っております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 上がる前にやめたんじゃない。3月31日に退職届が出て、これが手続上そうなるとるやん。あんたが何ぼ言うても。4月1日に来ておる。だけど成績はできたでしょうと僕は言ってるやない。成績ができれば最終的にどなたを選ぼうが、同じ点数やったら町長が判断してこの人だったら、それはそれでいいんやないですか。権限やけん。そうじゃなくて、そういうふうにとられるような誤解を招くようなことをしちやいかんよ、ちこう言いよるんです。それと、町長の仮においっ子が試験を受けます、義理のおいっ子が。町長は受けたことを知らなかったとする。もしその人が上がったとします。町長やったら、上がったから来いと言いますか。どう考えますか。それ教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 先ほどのやめた件ですけど、退職届がもう試験の前に出ておりました、基本的には。3月31日付で退職しますという退職届出ておまして、そして後にその娘が上がったと。おいつ子が、というその例えにはちょっと答えることはできませんけど。試験がよくて、皆さんが認めれば上げる場合もありましようし。そこんところはちょっと、どうするかということは答えることはできません。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 町長答えられなかったら、副町長答えてください、今の件。おたくのおいつ子、めいつ子が試験を受けたと、あなたはそのことを知らなかったと、そして採用されたと。その人は確かに立派な方かもしれません。そのときに、あなたやったらどういうふうに言いますか。これだけです。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） それはルールどおりやりたいと思います。以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 町長のおいつ子でもめいつ子でも、副町長のおいつ子でもめいつ子でも、試験の受ける権利はあります。しかし、通常考えたら、自分が執行側におる人が、上がったけ行けばいいやないかというようなことじゃなくて、ほかにも役所もあるんやから、僕はそっちを受けてほしかったなというぐらいのことを言うべきじゃないかなと。これはもう私と見解の相違かもしれませんが。過去もそういうことがあったと聞いていますんで、その件はもう今の一言でわかりました。

次に、労働安全衛生についてということで質問します。

議員さん方も町民の方も、聞きなれん言葉だと思ひますし、これは町執行側と組合で話をして、労働安全衛生法に基づいて労働安全衛生委員会ちゅうのを町にできてます。これは間違いないですね。僕が言いたいのは、安全と衛生。安全というのは事故を起こすことが危険とかそんなやなくて、例えば僕がたばこを2箱吸ってました、昔。自分がやめようと思って勝手にやめたんです。庁舎に来ると玄関のあそこでたばこ吸うて、今は見当たりません。でも、屋上では職員吸ってますよ。もし火事になったら誰が責任とるんですか。その指導はどこがするんですか。そして、裏側に喫煙所ができとるけど扉も何にもついていない。町民が裏からもし通ってきたら、仕事せんでたばこよう吸いよると、こう言われようです。この点について、指導する立場として委員会の役員には執行部なっていません。組合側のほうになつていみたいですけど。だけど組合のほうにも問うたんですが、きょう。課長でもないから、委員長は、だけ議会に出てきて答えて答弁させてくれとは言われんし。こういった立派な規定なんかもある。だけど今、国の方針で、ちょっとど忘れしたんですけれど、官公庁の中でたばこを吸うことはだめだということが出てい

る。そうしたら、皆さん方、国がこうやから、県がこうやからちゅうて、それに準じたことを役所はみんなやってきている。守らなければならない立場の人が守らんで、町民に守れちゅうたつて守らんでしょ。

その点について、町長、あなたは御存じですか。役所の中で平然とたばこを吸っているひとのことを御存じですか。私はこういうのがあると知らんやったから、廊下で吸ったりとか職務中のところ行って吸いよるんやったら、それは見た目も悪いけんいけんなという気持ちはありました。しかし、たばこ税払って吸いよるんやから、悪いことしようわけでもないんですけど。やっぱりそういう決まりがあつて、それでもなおかつ指導しなければならない立場におる人が、たばこを吸っているし、私も見たこともありますし。行っただけでにおいもします。今はどうか知りません、最近行ってないから、半年ぐらい部屋に。そしたら、職員は当然注意すべきなんです、たとえ上司であれ。決め事や条例で決めちよるんやけ、こういう委員会つくって決めてるわけ。執行部もそれを承認してこれをつくらせているわけ。町長のもとでやっているわけでしょ、町長。そしたら、たばこを吸うことが安全、衛生上不適切じゃないかということのを僕は言いよるんです。それを町民を指導せないかん、職員をせないかん立場の人たちが、役場でいったら課長とか、町長、副町長あたりが、おのずから進んで、吸いたいでも吸う場所を考えていただきたいと思いますが、その点について町長どうですか、同感ですか、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 労働安全委員会の中でそれも検討させていただきたい。そして、きちつとした形で喫煙場所、それから、ぶり返すようでございますけど、新しい庁舎では喫煙室をちゃんとつくるといふ、これが必要じゃないかなと思っておりますし。現在は外と屋上という形になっておりますんで、それ以外があれば、それはそれでいろんな関係部署と協議をしながら対応していきたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 時代に逆行したような答え方はしないでください。新築する庁舎に喫煙室を設けるとか、たばこは公共の建物の中で吸わないようにしましょうと、国の方針で言ってるんです。それに準じて委員会つくって、そういうふうに分け事してるんです。そしたら、吸いよる人見たら、たとえ町長であれ、町長いかんやないですか言うべきなんです。庁舎を今から建てようとする町長が、庁舎の中に喫煙所を設けようとか、そんな無責任な発言してもらっちゃ困るんです。ここでもそうじゃないですか。裏に空き地があれば、プレハブでもしてドアつけて、喫煙所を書いて、10時と3時なら時間決めて、5分か10分でたばこ吸えますから。それ以外は入ることはならんと。入るときはちゃんと課長に報告して、たばこを吸い行くちゅうて、一日何回というぐらいの、それ我慢できんのやったら役場やめてもらわな。それぐらいの指導、

町長できんのですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いい提案がございましたんで、それを前向きに検討しながら実行してまいります。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 前向きにということなので、これで終わりたいと思いますが、町長、気がついたらちゃんと町長からも、気に入られんかもしれんけど、やっぱり一言言ってください。お願いしておきます。質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで、一旦休憩いたします。再開は午前11時10分からとします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（田村 兼光君） 2番目に、11番、武道修司議員。

○議員（11番 武道 修司君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、まちのキャラクターの活用についてということでお聞きします。

数年前に、「きずきのぼる」というまちのキャラクターができました。町の封筒やいろんなところで活用されて、なおかつ、その着ぐるみをつくってDVDの作成等でアピールをしているのではないかなというふうに思っています。

現状、今いろんな活用をしていますが、町長としてここはこれだけできているとか、ここはまだ足りないとかいうアピールの何らかがあれば、町長の考えを教えてくださいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはまだまだ活動の場が少ないかなというふうには思いますんで、いろんなイベントに出てもらおうという形が、それぞれ主催者にお願いしたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） いろんな活用の方法があると思うんです。まちが活用するというと、ある程度制限されるというか、なかなかイベント全てといっても、数が知れているというか。やはり、住民の人、地域のいろんな業者関係とかいうところで、いろんな面で活用してもらおうということが大事じゃないかなというふうに思っているんです。で、例を言うと、くまモンです。これは熊本の県のほうでやっている、実はまちというんじゃなくて県でやっているんで、

大々的にやっているんですが、基本的にくまモンのキャラクターを使おうと思ったら、誰でも使える。申請をすれば使える。ただ、使うやり方の中にはいろんな制約はあるんですけど、基本的には商売に使おうと何に使おうと、どうぞ使ってくださいということで、外国のほうからでも申請があって、外国でも使っているような状況があるんです。

築上町のキャラクター「きずきのぼる」に関しては、基本的に商売、その他に使っちゃいけないというふうに決まっている。販売とか収益をもたらすものに関しては、基本的には使っちゃいけない。基本的に町内の業者の人たちが、これちょっと使ってラベル、パッケージにつけてみよかなというふうに思いがあっても、使えないというのが現状なんです。そういうところの規約というか、それは町長、副町長、御存じですか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） くまモンの話は研修会等で聞いたことがありますし、それが熊本県下もしくは日本全国に知れ渡ったという話は聞いたことがありますし。そのことについて、少し町の使用については厳しいかなという思いもありますので、そこはもう少し法に触れない限りは、そういう商店とか販売の袋とか、そういうのを自由に使えるような形で進めていけたらいいのかなということで、それは検討課題として早急のうちにまとめたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） なぜ私がこのような質問をするかということ、まちのキャラクター、今スターコーンFMのキャラクターとか、観光協会のちくま君というキャラクター、こういうふうなキャラクターをもっとアピールする方法はないのかな、当然「きずきのぼる」もそうです。ないのかなということで、個人的なアイデアですけど、こういうふうな形でつくってみました。この部分をつくったときに、勝手にキャラクターを使うわけにはいかないんで、各種団体に申請を出して手続をさせてもらおうと。で、町のほうに同じように申請を出した。結果的に一番使うのに難しかったのは、町の手続です。で、これに使っちゃいけない、あれに使っちゃいけない。もっとおかしいのは、下に築上町マスコットキャラクター「築上」というふうに書かないといけない、これ規約に載っているんです。そこまで書かないといけない。だから、名前を書くにしてもすごい字が小さくなる。この中に「きずきのぼる」という言葉がない。封筒とかそういうのはどうなってるかといったら、築上町マスコットキャラクター「築上」で書いて、その下にまた括弧書きで（きずきのぼる）ち書いてある。最後の「築上」というのが「きずきのぼる」というふうに読むようになっているみたいです、現状聞くと。だから、こういうふうなことで、今町長がもっと活用しないといけないだろうと、まだまだだというような状況なのに、こういうことで実際活用ができるのかなと、ちょっとかなり不安な部分というか。実際、自分が申請してみ

て、初めてこれに気づいたというか。だから、もっとキャラクターをまち全体に、町外にもどんどんアピールしていこうという思いがあるのであれば、こういうところをもっともっと改善をしてやるべきではないかなと。町の外に余り出たくないというなら別です。内輪でこそっとこのキャラクターを持っておきたいというのであれば別ですけど、もっとアピールしたいというのであれば、そういう部分で使う活用という部分をもう少し考えるべきじゃないかなと。実際、くまモンももう知っている副町長言われましたが、くまモンのキャラクターができてからもう十数年になる。うちのこのキャラクターができたのは数年前、その規約をつくったのも当然数年前なんです。だから、何も参考にもしていないし、これをつくったときからアピールしようとする姿勢になっていないというのが現状なんです。

観光協会がいけば、まちの活性化や観光のアピールをしてもらえるのであれば、申請も要りませんと、どうぞ使ってくださいというふうなことまである。で、名前にしても、厳密に言うとNPO法人築上町観光協会キャラクターという言葉は本当は入れてほしいという思いがあるみたいですけど、そこも「ちくま君」だけでも構いませんというふうに、かなり融通のきいた活性化でやっている。同じまちの中で、NPO法人の観光協会がキャラクターを活用する。築上町がする。で、この築上町がすごい制約があって難しい。これはすごいおかしなこと。FMであれば、いろんな面で使ってもらえるならどうぞ使ってくださいと、申請も何も要りませんというふうな状況なんです。これで町のキャラクターの活用ができると思いますか。ちょっと町長の考え方を教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応活用を、やっぱり多くのところに呼びかけをして使えませんかという、各種団体に。先般は築上中部高校の旭桜会の中でこの「きずきのぼる」君が出てきたんで僕もびっくりしたんですけど、何でここ来たんかと言うたら、呼ばれてきたというふうな形もありましたのでびっくりしたわけでございますけど。そういう形でこの辺のイベントあたり、今度いろんなイベントまだあると思いますんで、一応商工課のほうで声をかけて、商工課それから全ての課ですかね、いろんなイベントに参加させてほしいぐらいの形で、申し込みをしていくような形ができたらいいかんと思っておりますんで。早速、各課においても検討させます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） ちょっと細かい話をします。どこに引っかかっているのかというところをちゃんと言っておかないと、ちょっとわかってないといけないんですけど。マスコットキャラクターの取扱要綱というものです。その中の仕様承認申請等という中に、営業または販売物に使用する場合はだめだよというふうなこと書いてある。まずここを変えないと、まちのいろんな業種の人たちが使いたいと言っても使えない。それと、使用上の厳守事項という中に、原

則としてマスコットキャラクターに近接して、築上町マスコットキャラクター「築上」と表記すること。で、申請をした後に、許可証が来ました。そこにも、そこはしっかり書いてくださいと。それがないと困りますということまで言われた。でも、実際つくってみると、担当者の人もちょっと変なだよねというふうなことで、ここは変えるべきじゃないかなと思いますが。これは事務手続になりますんで、企画課長、その点どういうふうを考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本でございます。

築上町マスコットキャラクターの取扱要綱の使用申請の件でございますが、まず、第2条使用承認申請等について、第2項の（6）に営業または物販に使用する場合はできないということになっていますが、ただし書きで築上町の広報、産業振興、福祉の向上につながるなど、町長が認める場合はこれを除くということになっておりますので、この点は柔軟に、築上町の商工業であれば柔軟に対応していきたいと思っております。

また、運営する上で、必要があればこの要綱についても改定を検討してまいりたいと考えております。

次に、第4条の使用上の遵守事項の（4）原則としてマスコットキャラクターに近接して、築上町マスコットキャラクター「築上」を表記すること、ということでございますが、これについては、最初つくった当時、このデザインが築上町のマスコットキャラクターであるということを知っていただきたいたいという意味合いから、こういうものをつくっておりますが、まだデザインだけを見てキャラクターということがまだ、大分町民の方には通っておりますが、全国的には通っておりませんので、そういうことがわかるような形で原則としてということを入れております。デザイン上、どうしても入れづらいということであれば、原則でございますので、これも柔軟に運用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 今言ったような中身なんです。行政のほうからそういうふうにできるんですというような話をしても、これを見た人が、そんなら使いましょうというふうになるのかといえば、そうならないんです。一度役場に行って、こうやって使えるんですかねいうて相談しながら、それはもう原則としては無理なんだけど、町長に申請してみようかとかいう難しい話になってしまうんです。そしたら、使ってください、使いませんちゅう話になってしまうんで、もう少しここは、規約上にしても、住民の人たちが見てこういうことで使えるんだとか、もしこれがだめやったらリーフレット等をつくって、どうぞ使ってみてもらえませんか、使いませんかというふうな格好で普及をしていくべきではないかなと。で、現状そうやって町外、庁舎

外、行政外のところで、使ってくださいというお願いとか、使ったらどうですかという宣伝とか、そういうものをしたことがありますか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本でございます。

マスコットキャラクターの使用についてでございますが、制作当時、広報等でお知らせをしております。その後、継続してそういうお願いをしたということはございませんが、今後、このマスコットキャラクターを町内、町外のほうに広めていくということもございますので、そういう町内外への使用について、PR等検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 商工会とか観光協会と連携をとりながら、もっと普及をさせていくと。町長が余り外に出したくないという思いがあるなら、そこまでする必要がないかもしれませんが。せっかくなつくたキャラクターですから、アピールしていくように努力をしていただきたいなというふうに思います。

以上で、キャラクターの関係の質問は終わります。

次に、各種審議会等についてということで質問させてもらっています。

いろんな審議会があります。何をするにしても審議会というふうな形で。その中に、町は直接やっている審議会というのは、数はどのぐらいあるのかを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課の八野でございます。

今、武道議員の質問でございますけれども、ことし人権課のほうで男女共同参画の関係で審議会等における女性の登用の調査という調査がございました。その資料をもとにして、今審議会とかそういう定義が定められているもので、地方自治法の202条の3という法律の中に、地方公共団体の執行機関の附属機関という形で定められており、上程審議または調査等を行う機関ということで定められております。その資料に基づきまして、審議会をカウントしたところ26の機関がございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） いろんな審議会があります。私もいろんな審議会に出ています。ちょっと私が気になったのが、選考の仕方がどうなってるのかなと。偏った選考になっているんじゃないかなと。で、基本的に審議会ですから、いろんなところでいろんな意見、公平な意見



を聞いて、それを助言をして、町長がその諮問、答申の結果、こういうふうにやっていこうという方針を出すというのが基本的な審議会の大きな役割だろうというふうに思っているんです。

ところが、それが偏った方向性の意見になってしまうと、どうなのかなという部分で、議会もいろんな部分で、充て職的なところで審議会に出ています。その中に、議会が入る分と入らない分がある。議員が1人の場合もあれば、4人ぐらい入る場合もある。この選考のやり方、議会が入る場合、入らない場合、議会が人数が多い場合、少ない場合、いろいろとあると思うんですけど。その選考の基準とかいうものはあるんですか。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 今、武道議員の質問でございます、26の機関のうち、議員さんがいる機関としましては10の機関でございます。あと16が議員さんのいない機関でございます。総勢20名の議員さんが10機関のほうで選ばれているという形になっております。

総務課の所管になりますけれども、総務課の所管は11機関ございまして、そのうち無線放送審議会のみが議員さんが選ばれている機関でございます。その他の防災会議とかいろんな特別職報酬審議会とか、政倫とかそういういろいろな機関がございましてけれども、その中には法律でどういう方を選びなさい、選考方法選びなさいとか、条例等でどういう方をということによって定められておりますので、それに基づいて、総務課の関係は選考しているような形になっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 基本的には、政治倫理条例の関係とか身分とか、議員に直接かわることは、その辺に入るといことはおかしな話なんで、それはのけるのは当然のことだろうと思う。ただ、防災の関係とか、例えば先日の男女共同参画の関係とか、そういう部分に関して議員が入っていない。ほかの部分でいくと、例えば先日も会議ありましたけど、議員が二人入っていくとか、都市計画は議員が4人ですかね、議長、副議長、委員長二人というふうな格好で。その差がなぜこのときには多いのか、このときには少ないのか。先々ちょっとうるさいから入れておこうというふうな思いで入れているのか、この会議には入ってもらっても混ぜられてめっちゃめっちゃになったら困るからもう入れないようにしようとかいうような感じで思っているのか。なぜ入る場合、数が多い場合と少ない場合と、どういう選考をそこでしているのかが、ちょっとその理解ができない部分があるんで。さっき言ったように、国の法律とか自分たちの身分に関するとか、報酬がどこかという部分に入るちゅうのはそれは当然おかしな話でしょう。それ以外の部分で、なぜその差があるのかが理解できない部分があるんで教えてほしいということなんです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、法律関係であるものは議員さんはほとんど入ってないです。

条例で議員さん入れとったほうがスムーズにいくんじゃないかというふうな考え方で、条例項目だけのところは議員さんも入っておる部分はあるようでございますし。基本的には法律関係では議員さんは、議決機関ですので入っていないというのが通例になっているようでございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 人権関係のところていくと、町長、厚文の委員長とか副委員長が入るケース、場合によっては議長、副議長が入るケースというのものもある。先日の男女共同参画の部分に関しては入っていない。で、都市計画の中には議員が入る。当然入っていない部分もある。今町長が言った部分が、町長の説明と実際がちょっとずれているんです。だから、何でそういうふうに入る部分、入らない部分、場合によっては一般公募のある部分、一般公募のない部分とある。町が全部指定する場合、充て職で指定する場合と、一般公募をする場合といろんなケースがある。そこがなぜそういうふうな選考の仕方をしているのかを、ちょっと教えていただきたいということなんです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 難しい質問です。実は、いろんな条例をつくったりするとき、条例の起案者の（ ）が若干頭の中に入っておるのがあるんじゃないかなと思います。古いもんからずうっと全部条例つくって、新しいもんもございますけど、基本的にはこういういろんなメンバーを入れたほうがいいだろうという形の中で、議員さんが漏れとる場合もあるし。そこんとこで、一々私が答えづらいというのがあるんですけど、そこで古いものについてはどういう経過でできたんかちゅうのもちょっと説明しづらいですし、今後は入ったほうがいいのか悪いのかも検討しながら、いろんな審議会の議員さんを選任する場合は、つくっていかうかな。基本的には、団体代表とかいう形になっておるのが基本でございますし。公募というのもございますけれども、公募も政倫と職員倫理条例、そういう形で公募も少ないような状況でございまして、そういうことで職員の起案、そしてそれが妥当であれば私もこの人員でいいよという形で印鑑を押しておるのが実情でございますし。職員が、町長私わかりません、町長も選んでくださいという場合もございます。そういう形であれば、この人が適当だろうという形で私もお願いをする場合もございますし、いろんなケースがあるわけでございます。一概にそのところ、難しい質問でございますので、今後吟味をしながら選定をしていくというふうな形をとらせていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） なぜ私がこの質問をするかという、議員が入る、入らないとかいう問題じゃない。公平性があるかないかというところを、どう判断するのかという話をしてる。審議会から上がったものを、大体いままで町長はほぼ100%に近い状況で私は認め

ているんだという、過去にそういうふうな話をしたこともあります。という、審議会から上がってきたものが、公平性がなかった場合という話が出てくる可能性があるわけ。

今回、男女共同参画のほうをどうこう問題にしているわけじゃない。ただ、そのメンバーが大多数が1つの団体に所属しているメンバーになってると。で、これを見た人たちが、どここの団体が中心につくったんだなというふうに見られたら、せっかくまちを挙げて男女共同参画の取り組みをしようという部分なのに、このもの自体が公平性がどうかというふうに見られたときに、余りいい見方にならないケースもあるんじゃないかな。それで審議会を立ち上げてするんであれば、ちゃんとした形で公平性のあるやり方をするべきではないかなという部分で、今その意見を出している状況です。ほかのことも一緒です。ほかのものも、周りから見て、こういうふうな意見でまちがこういうふうに変わっていったら、審議会の中でこういうふうになってるんだという公平性を保つために、審議会の選考については慎重にやっていただいたほうがいいんじゃないかな。一つの例で話をしましたけど、そういうふうな形で審議会を重点を置いてやるというんであれば、そういう部分でのメンバーの選考というのを、適当に選ぶじゃなくて、そういうふうな部分で重要視をして、どのような形で選ぶのか、その結果どうなるのかという部分もしっかりと基準をつくってやるべきではないかなと思いますが、町長の考えを教えてくださいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 人事案件という形の中で、非常に難しい面もございます。一応お願いしたら断られるという例も多々ありますんで、そういう形の中で引き受けていただくという、何件もお願いしたら断られるという形で出てきております。もう私はそんな活動はしたくないとかいう皆さんが多いんです、基本的には。だから、何とかお願いしますという無理いつて出たいておるのが、現状のところもありまして、できれば広範囲というふうな形で今後選んでいくということ、一応担当課、いろんな問題が出てい来的时候に、そういう新しい審議会を設置する場合は、広範囲な形でいろんな角度から意見が申せるような形の人をお願いしていこうかなと、今の質問に対して答えになるかどうかわかりませんが、そういうことで広範囲な形で。今は大体団体代表が多いんです。例えば自治会代表という形で自治会の中で選んでくださいとか、いろんな会がありますが、町内に、そこで代表者を出していただければいいんじゃないかという、一応こちら側からの選任じゃなくて、審議会そういう一つの団体から出ていただくという場面も出てきておりますんで。そういうところも考慮しながら選任をしていこうかなと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 今後検討するということですが、私が言っているのは、例えば

審議会をつくりました、自治会代表に出てもらいましょうと、10人おって5人が自治会代表でした、あとはほかの団体から出てきましたという偏った形になるんじゃないですかという話なんです。一般公募でした、その中のメンバーがほぼ全員が自治会長さんでしたといったら、自治会長会で決めればいいという話になるじゃないですか。例えばの例です。だけど、そういうような形になったらいけないので、例えばどここの代表、どここの代表、充て職的な話になるかもしれませんが、そういうふうないろんな代表の中、そういうふうなところの団体の意見をまとめて上げてもらうという中でやらないと、1つの会の意見が中心となってしまったら、せっかく審議会でのいい意見で上がってきたのが、公平性がないように見られると、マイナスになるんじゃないですかという話なんです。だから、そこら辺を慎重に、今後選んでいただきたいということなんです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全てが1つの団体からじゃなくて、広範囲な団体からそれぞれ1名、2名、それぞれの団体で、そんなに多くは出ていただかないで、広範囲な形の団体から、それぞれ多くの団体から出してもらおうと、そういうふうな形にしていきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 公平性を保つために、いろいろなところから幅広く意見を収集して、審議会の中で十分討議してもらった案を町長のほうで採用していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後の質問になります。築上西の校舎建てかえについてということで、町長もいろいろなところで、築上西の校舎が建てかえるようになったんだというふうに話をしています。で、町のほうには県のほうから正式な形で、築上西高を建てかえるんだという話が来たのか、それとも違うところから町長が聞いてその話をしているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 話は築上西の校長から参りました。あと、県の教育委員会、京築教育事務所からの正式な通知というのは本庁にはございませんが、築上西の校長から長期計画で建てかえが決まりましたと、たしか6年だったですか、そういうことで逐次建てかえを、どんどん校舎を建てて、体育館を建てかえ、いろいろ建てかえをやっていくというふうなことで、時間が長くなりますという話は校長からあっておりますが、あとは一切まだ何もそういう話は来ておりません。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） そういうふうな話を校長から聞いたと。県のほうから何もそういうふうな話は来ていないということなんです、来ていなければ、町のほうからその確認を県

のほうにするということはしていませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはまだ時間があるというふうな話もあるようですけれども、一応話はして、こちら側が何らかの要望、それから県が町にたいする要望があれば、できるものできないものもございますけれど、そういう打ち合わせはやってまいりたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 2番目の部分で、質問で、町から要望等ということ、こうしてるんですけど、県のほうに話に行っていないとなれば、要望もしていないということになるでしょうけど。私が聞いた範囲からいくと、今年度業者を決めて基本設計に入るというふうに聞いています。基本設計に入った場合、どの位置にどういうふうな形で校舎を建てるのか、体育館をどのような形で建てるのかというのがある程度決まってしまうと思うんです。私がちょっと心配しているのが、一番最後の質問にありますけど、町の施策を何を考えているのかという部分もあるんですけど。今、西高の前の道路が狭いということで、あそこを広げてほしいという声いろいろと聞いています。特に、離合をするというときはほぼ離合できないというような状況で、町のサンコーポもありますけど、交通量がだんだん今からふえていく可能性もあります。道が狭い、なぜ広くできないかということ、当然校舎があるんで道が広くすることができない。ただ、今校舎を建てかえようかという話の中で、体育館を建てかえようかという話の中で、道路の拡張をやりようと思えば今しかチャンスがないだろうと思う。校舎建てかえてしまったら、50年ぐらいはまた建てかえるという見込みがなければそのままになってしまうんで、そういう部分の情報を早く仕入れて、もし基本設計を今年度やるのであれば、早い段階でその話をしとかないと、基本設計終わりました、間に合いませんでした、じゃ意味がないんじゃないかなと思うんですけど、町長の考え方を教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本設計という話は私もまだ聞いていないんで、ちょっと早急に京築教育事務所のほうに話をいって、どういう話になるのか。そして、町の要望もその道路が……。それと向こうのほうに都市計画街路もございます。（ ）という、そういう一つの計画も取りかかる必要があるかなあという形。それと、駅の駅裏開発ですかね。こういうことも、西高の存続と、それから駅裏の活性化という形の中でどこまで我々がやればいいのかというのも、検討今からしていかなきゃいかんというふうなことで、西高それから県の出張所ですかね。京築事務所、それから県教委とも協議をやっていく必要があろうかと思しますので、その足がかりを早速つけていこうと。今の指摘がありましたので、そういうことでやります。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 手おくれにならないように、早目にちょっと動いていただきたいなあというふうに思います。

ちょっと私が聞いているのは、体育館、校舎全て建てかえて、今の図書館と武道場はそのまま残すというふうに聞いています。校舎を今の状態でそのまま建てかえとなると下げられないので、今、基本的には3階建てなんですけど、例えば、それを4階建てにしてもらって、1棟分を下げてもらおうとか、体育館を2階建てにして、もう少し場所の活用をしようとかいうふうなやり方を、基本設計の段階でそれをやらないと、間に合わないんじゃないかなというふうに思っていますんで、その部分を含めて、しっかりと県のほうと協議をして、町としてのまちづくりの計画を県のほうにも理解していただいて、その中でやっていただきたいなあ。

存続ということになって、駅の問題とか、いろいろと駅裏がどうこうとかいうのがありますけど、今、現時点で町長が考えている、副町長が考えていることでもいいんですけど、西高が存続ということになれば、町として西高のためにというか、西高に今後、生徒がたくさん来てもらうために町として何か施策をするとか、こういうことをやったらいいなとかいう部分が、何かあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 西高のためじゃなく、やっぱり、駅裏の方々が駅の利用しやすくなるよなという形で、今、駅の階段があります。跨線橋ですね。それが自由に通路が、北から南、南から北へへ行けるような通路にできないかなという模索をしている。そのためには、駅の改札を今のホームのところに持ってこなきゃいけないということがございますが、それをJRと、近い将来話をしながら、駅を改築していただくという方法で話を持っていけたらいいがなと、今、考えておるところで。

そして、エレベーターですね。これは築城駅も一緒、椎田駅も一緒。エレベーターがないので、2つの駅はエレベーターを設置して、やはり、利便性のいい駅にしていく。そうしないと、やっぱり障害者の方は困っているんですね。

例えば、北九州のほうに行って、上りは築城に乗って下りは椎田で降りると。そういう事例が、やっぱり多々あっておりますので、これらの利便性といいますか、そして、駅裏と、裏というよりも南口と北口ですね。自由に通路ができれば、非常に往来も多くなって利便性が増していく。そうすれば、築上西高の生徒も使いやすくなるという話も出てきますんで、そこまで、できるかわかりませんが、今、構想で一応、都市政策課のほうで煮詰めをしておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 西高が存続するという、建てかえをするという中で、西高だけに何かをするという施策は、基本的には余りできないでしょうし、町全体的に住民にもメリットがある施策の中で活用していただければなというふうに思っています。

とにかく、工事が始まるというか、設計が始まって、間に合わなかったということのないように、もうとにかく、さっき町長が言われたように、早急に県のほうと話をしながら、町の要望、町の思いを県のほうに伝えて、いい形で進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は、午後1時からとします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番目に、1番、宗晶子議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 1番、宗晶子でございます。よろしくお願いいたします。通告に基づき、質問させていただきます。

まず1番目の「築上町のごみ行政について」ということで質問させていただきます。2点質問を考えております。「ごみ固形燃料化の今後の展望は」と「ごみ減量化に向けて実効性のある取り組みの予定は」ということです。

まず、ごみ固形燃料化施設の今後の展望についてお伺いしたいと思います。

前議会の信田議員の一般質問を受けまして、RDF施設は、平成35年までは大規模修理なしで何とか稼動するであろうとの御答弁をいただきました。そしてその後、町長より、RDF自己完結のお考えを伺いました。

委員会で私がさらに質問させていただきましたら、RDF自体の自治体での自己完結は無理じゃないですかという御質問に対しまして、町長はなぜ無理なのかとお聞きになりました。私はその後、しっかり学習しまして、過去の議員先輩方が、RDFの固形燃料施設について質問した御答弁を熟読いたしました。そして、この質問に臨んでおります。

町長のおっしゃるように、RDF固形燃料の自己完結は、実現化すれば本当に素晴らしい提案だと思います。環境省のほうも、ごみの再資源化、エネルギー化をうたっております。

前議会の御答弁では、可燃ごみは収集から処理まで、トン当たり6万円との御答弁がございま

した。その6万円から宇部興産に支払っているRDF固形燃料引き取り費用と運搬費用合わせて、1トン当たり1万4,500円であるとのこと。その1万4,500円が減れば、かなりの処理費用というか負担が住民生活に還元できると思います。

では、RDFを自治体で自己完結するためにはどのような方法が考えられるのかと、私なりに学習してみました。シンプルに言うと、RDFは固形燃料なので、燃やすしかないですね。燃やすには焼却施設が必要である。そして、焼却した熱は再資源化とかエネルギー化が必要だと思いますので、発電か、もしくは温水プールなど、温泉施設など、お湯を沸かすのを2通り。そして、その後の灰を処理するためには、セメントに混ぜてコンクリートにするというのが、やはり一番有効だということを調べましたし、現在、宇部興産さんでは、セメントにするために燃やして、そのエネルギーを使って灰はセメントに混ぜてくださっていると思います。

そこで、まず環境課長にお尋ねしたいんですけども、この利用方法以外に、有効な活用方法というのはあるのでしょうか。現在、RDF固形燃料を利用した発電や、お湯を沸かすようなエネルギー化は、築上町のような自治体でも実行可能なんでしょうか。もちろん、電気もお湯も有効に活用すればよいと思いますが、そして、灰をセメントに混ぜて処理するということが自治体で可能なかどうか、御答弁いただければと思います。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

まず、RDF化施設の目的及び現状についてから説明します。

RDF化施設は廃棄物、特に廃プラスチック、古紙などのカロリーの高い可燃性のごみを粉砕、乾燥した後に、消石灰を混合して圧縮、固化する施設であります。固形燃料を製造することを目的としています。製造された固形燃料は発熱量が高く、石炭に近いところから冷暖房、給湯などの発電用の熱源として利用は可能だと思います。

一方では、原料が廃棄物であるため、十分な燃焼管理と公害防止対策とが必要になっております。公害防止対策といたしましては、ダイオキシン類とか対策の、特別措置法に基づくダイオキシン法の特定施設、排出基準などがあります。燃焼される際に出る排出ガス、燃焼後のばいじん、燃え殻が挙げられます。自前で処理を行う場合なんですけど、新施設基準に該当します。今ある設置基準よりも、非常に厳しくなっています。

RDFを利用するに当たりましては、RDFに多く含まれる塩素対策、また、新たな施設整備に伴う経費等々の課題があります。実行可能かなのについては、自己完結に、実際どれくらいの経費がかかるか、経費が必要なのかを試算しまして、また、シミュレートなどを行い検討したいと考えていますが、この問題は重要な課題と受けとめるところです。

以上です。



○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 今、課長の御答弁を伺いまして、かなり難しいような気がします。RDF自体の管理がすごく難しいというふうにお聞きしました。そして灰の問題、そして、新施設基準は今より厳しいということで、今の固形燃料施設自体も十分厳しい基準で運転していると思います。そして、塩素のお話が、今出たんですけれども、RDFに含まれる塩素というのが、例えば、新施設をつくるのであれば、どのような弊害を起こすのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

弊害といたしましては、とにかく、新しい施設を建てるときに基準があります。その塩素を取り除かなければ障害があるんですけど、その塩素を取り除くために、新たな施設を建てるときに、やっぱり莫大な費用がかかります。私もちょっと、その辺の、どういったところの弊害があるかというところまでは、ちょっとまだ勉強不足なんで、今の段階では、ちょっとわかりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） では、私が学習した範囲で申し上げたいと思います。

塩素というものは、やっぱり塩ですので、精密機械には大敵であると思います。そのため、北海道の倶知安町とかです、ここ2年ぐらい前に、新たにRDF施設を建設したそうなんですけれども、その際には、塩素のもととなっている生ごみは基本的に別回収、そして、さらに、生ごみは別回収といたしましても、可燃ごみの中には、生ごみも当然入っている。それを目視で七、八人でわざわざ除去した上で、塩素がないRDFをつくって、さらに再利用しているという記事を見つけました。やはり、RDFに入っている塩素というものが、どうしても、新たな施設をつくるときに弊害になっているということは逃れないようです。

では、宇部興産では、なぜセメントに塩素が邪魔をしてないんでしょうか。課長、説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

宇部興産におきましては、その塩素を取り除く機械があります。その機械を通して塩素を取り除いて、セメントに混ぜて処理をしているそうです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） ありがとうございます。

ではやっぱり、塩素を取り除かなければならない。先ほど課長がおっしゃいましたように、取り除くためには、新たな施設が必要ということです。

私が今の課長の御答弁から推測すると、なかなかRDFを我が町で完結させるのは大変難しいように感じました。そして、現在のRDF施設は平成35年、約5年後には大規模改修が必要だとの御答弁が前回ございました。

RDF固形燃料を自治体で自己完結するためには、塩素を取り除く施設をつくり、さらに、RDF燃料焼却施設の新設が必要になります。維持管理が困難で、また処理が困難なRDF焼却施設を新設するくらいなら、可燃ごみを破碎した後、そのまま燃やして灰にして、最終処分すればよいと思うのは私の素人考えなのでしょうか。再度、今後の展望について、担当課の御意見をお聞かせください。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

今後の展望といたしましては、先ほど発言しましたシミュレートなどのことを踏まえたところで改めてまた検討し、また、その他の別の処理方法についても、周辺自治体との広域的な連携とか、支援体制の検討とか、新たな施設更新のための、またシミュレートなどを行い、基礎調査を実施して、慎重に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 今後の計画ですね。RDFを離脱するということも含めて、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。まず、今のやりとりを聞きまして、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、RDF施設ですね。24億円をたしかかけて、平成11年度事業でたしかやっております。そういうことで、やっぱり非常に高い金をかけてやっておる。また、新たな施設をつくれれば、もうそれ以上、30億円ぐらいの施設費が要るんじゃないかなど。

例えば、焼却施設にしても、この前私、栃木県の芳賀郡の芳賀町というところに新しい施設を見に行ってきました。それもすごい施設ですけど、これは燃焼施設。そして、その燃焼から発煙をしたりとか、いろんな形で副産物をつくっておりますけど、やっぱり、非常に高い金をつけて整備をやっておる。

だから、今の現状のRDFは持てる間は持って、できれば有効的に、そのRDFを自己完結、あるいは、先ほど言った塩素除去と。それとダイオキシンというのは、これはもう、常に燃やせば出ないんですね。200度当たりが一番ダイオキシン出るということで、800度以上の熱で

ずうっと昼夜燃やし続けて発電をやるのか、そして後、灰の処理。これがやっぱり一番、どこか埋め立てがあれば、それは一番いいんですけども、されど、なかなか埋立地が見つからないという状況。だから、それを1つはタイルにして、それを舗装の歩道とか、そういう公共施設の資材に使っていけばということで、今、担当課には指示はしておりますんで、そのフローチャートをつくって試算計算をやれというふうなことで、今、指示をしておりますんで、その時点で、今出てきたのが、塩素を除く施設が高いというのは、ちょっと今、検討したということでございますけれども、全体的にはまだ、私には報告ないし、一応それがいけるという形になれば、そういう形で自己完結型でいきたいと、この前からは申しておりますけどですね。

それで、一応、今の施設はできるだけ延命化させていくという形、これが大事だろうかなと思っておるところでございますし、新しい施設をすれば、また30億円ぐらいかねなければ、この今の施設は難しいという状況もございますんで、そういう1つの延命化の形をとっていきたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 昨今のRDFの状況を見ましても、大牟田のRDFによるリサイクル発電は、西暦の2022年度で終了と昨年10月に発表しております。大牟田にRDF固形燃料を持ち込んでいた福岡県と熊本県の6組合と1市は、RDF固形燃料の行き場を失うことになると思います。

今の築上町は宇部興産がトン1万4,500円を築上町が負担してでも支払ってくれているので、まだ何とかなっている状況だと思います。しかし、大牟田の営業終了により、ほかの県内と熊本県の6組合と1市が、やはり宇部興産に、もしですよ。RDF固形燃料を引き取ってくれと、負担をするといった場合は、もし、私が宇部興産の経営者だったら、自治体から行き場のないRDFの引き取りを、それは絶対値上げすると思いますし、簡単にはうまくいかない。

ですから、町長も自己完結型とおっしゃっているんですが、やはり、そのまま燃やすのと、RDF施設を残して、さらにRDFを自己完結、私は大変難しいと思いますけれども、それを続けていくと、両者、最初24億円かかったRDF施設で、長く延命したいという気持ちもよくわかりますが、どちらがお金がかかるのかということをしつかりとシミュレーションしていきたいと思います。大きくうなずいてくださったので、でも一言お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 宗議員の言うとおりの、当初は宇部興産に出しておりました。これで1万5,000円、2万円とられる場合があったんですね。塩素量が大きいときは、北海道まで持っていかなきゃいけなかったというふうなことで、宇部興産では処理できないということで、トン当たり2万、3万超える時期は、そういう時代もあって、そしたら、県の仲介で、大牟田のほう

が燃料が足りないというふうなことで、トン当たり9,500円で引き取ってもらいました。その当時、どこの加盟団体も9,500円でしたので、それで。

それで後、そこがちょっと経営的に難しくなったということで、加盟団体は値上げしたけれども、うちは9,500円で、一応、うちの引き取りを排するまで9,500円で引き取ってもらって、加盟団体から少し不平もあったようでございますけれども、当初の約束が9,500円。そして、宇部興産に出して、当初は9,500円にとるということで、うちにくださいという話でしたが、やはり、徐々に上げられて、現在、1万3,500円程度の処理料、運搬費等がかかっているということで、問題の、やはり全てがそういう宇部興産セメント頼みになったら、やはり高値で処理をしてもらう形になるというのは、これはもう決まっておるんじゃないかなと思います。そういう形の中で、やっぱり自己完結方式を考えていく。

苅田町も同じRDFなんです。きのう、事故が起きました。火災が起こったんです、中で。それで、苅田町の分を少し、何とか当分の間、修理するまで引き受けてもらえないかということで、今、試算を行っておりますが、1日、概ね5トンぐらいだったら引き受けられるかなと、そういう今、試算になっております。

というのが、当初、発足した当時は、1日、処理量が25トン処理をしておりましたが、現在は20トンと、1日の処理量がですね。そういう形の中で、5トンくらいは余裕があるかなということで、ただし、かかった経費は苅田町からいただく。そして、搬出についても、苅田町のほうに「ぜひ搬出までしてください」と、そういう条件で、当分の間、施設が復旧するまでは一部、うちの町でも引き受けてやっていいんじゃないかということで、今、協議をしておるところで、そういうことをございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 苅田の事件は知りませんでした。苅田からはごみを引き取って、搬入搬出は苅田町が行うということで、処理の負担分、連携してできることは大変いいことだと思いますので、それは歓迎したいと思います。

ただやはり、私が先ほどから申し上げているのは、RDFだけにとらわれずに、ほかの方法もしっかりと考えてほしいということを申し上げておりますので、大きくうなずいていただいておりますので、それは信じたいと思います。

そして今まで、やはり、議員先輩方がRDF、竣工当時からいろいろな問題があったようで、たくさんの質問をしてくださったので、私ちょっと、議事録等ひろって、ここにまとめたんです。これ、後で町長にも差し上げますので、ごらんになってください。

RDF稼働開始は平成12年ですね。合併前のことなので、このまとめたものは、平成20年以降の議会議事録になります。全部はひろえてないと思うんですけども、RDFについて、さ

まざまな議論をされてきたことがよくわかりました。

平成20年に築上町バイオマスタウン構想というのが策定されております。生ごみについては、ごみの減量の第一歩ということで、生ごみを各家庭から回収して液肥化したい。堆肥化かもしれません。という御答弁が何度もございました。

議員の質問に対して、平成20年から平成24年まで、町長の御答弁は一貫して、生ごみを分別回収して液肥化したいということでした。そこで町長、議員の質問と町長の要望にこたえて、担当課が、24年3月策定の築上町一般廃棄物処理計画を策定しまして、12ページに「生ごみは液肥化する」と明記されています。さらにその計画、33ページには、平成25年から、家庭内生ごみを分別回収を開始して、平成27年には全町で回収するという計画になっているんです。

しかし、残念なことに、町長及び担当課から、過去の議会答弁で、生ごみの液肥化に関して積極的な答弁をなさっておられるのは、平成26年の6月議会ですね。計画策定してたった3カ月までは、生ごみ回収ということを目標とされているんです。それ以降、しばらく質問がなかったようで、生ごみ液肥化への御答弁に関しては、家庭用生ごみ処理機の購入費用の助成ということの御答弁しかございませんでした。

近隣市町村で生ごみを回収している自治体は余りなく、確かに、生ごみを家庭から回収するのは容易なことではないと思います。しかし、なぜ平成20年、もしくはずっと前から、担当課や町長は生ごみ液肥化を進めてきたのではないかと思います。なぜ、平成24年6月以降あきらめてしまったのか。過去の経緯、理由等ありましたら、お聞かせください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私の指導力不足もあったとは思いますが、基本的に、そういう中で、生ごみを分別収集すれば、やっぱり、今よりコストが高くなるということが1つの要因でございます。

というのが、収集別々にしなければならぬという形になれば、収集費が上がるということでございますし、ひとつ、そういう形で、最初が肝心なんですね。大木町がございしますが、あそこは、し尿処理を私どもの町に来て勉強して、生ごみまで一緒にやろうという、最初はあったわけです。最初が肝心なんですね。1つの計画を立てるときに、それが当旧椎田町ではそれがなかった。し尿だけというふうな形で、生ごみも分別はさほど、現状のままですね。いわゆる燃えるごみと、それから燃えないごみ。資源ごみ、びん、缶、それからその他という袋が4つしかございません。そういう1つの住民の皆さんで、なかなかやっぱりこれは困難だという1つの形が出てきたというふうなことで、できれば、農地の持っている方はコンポストにして、堆肥にしながら肥料にさせていただく減量化、そして、ない方は、本来なら、そういう分別収集を、コストがかかっても、長い目で見れば、やったほうがよかったかもわかりませんが、非常にやっ

ぱり財政的な問題もあったというふうなことで、それはちょっと現在、見合わせておるとというのが現状でございます。

そういうことで、基本的には、今のごみの減量化というのは大分進んできておりますが、今の施設でさばき切れないという形になれば、もう1回住民に呼びかけながら。それともう1つは、今の施設が、水分がある程度ないと、いわゆるRDFをつくるのに水分が要するという状況もあるということは私もわかりまして、それならば、やはり生ごみも少し、今のRDFに入れなければいけないかなというふうな観点から、ちょっと生ごみの別途収集というのは中断をしておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 私は、途中でやめるのであれば、中断というんだったら、計画から排除する必要はないかと思いますが、再開するつもりがなければ、やはり、計画は見直したほうがいいのではないかと思います。

ちなみに、実施計画は毎年、廃棄物処理の実施計画は、毎年立てられていると思うんですけども、私がいただいた資料では、いつの間にかやっぱり、生ごみ液肥化という文言は消えていましたので、やっぱり、経費等を調べたときにわかるように、経緯等を明記しておくべきだと思います。

確かに財政的な問題等はよくわかりました。では、今、町長がごみの減量化ということをおっしゃいましたが、ごみの減量化について、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

人口が減ったので、確かに、ごみの総量は減っております。広報等をさかのぼると、平成21年度まではごみの減量化を呼びかけているんですけども、それ以降はどうも、どこにも載っていない。トーンダウンしていることを感じています。ごみ処理に莫大な費用がかかっていることを、やはり住民の皆さんにわかりやすく見える化して、改めてごみの減量を訴えることを求めます。

ごみの排出量の資料からちょっと計算させていただいたんですけども、やはり、総量は確かに減っています。しかし、参考までに、住民1人当たりの1日のごみの排出量を計算してみました。ごみの総排出量を住民の人数で割って、それを365で割ればいいので、簡単なことなんですけれども、平成23年ですね。6年前で1日1人786グラムですね。5年後の平成28年で、1日1人791グラムのごみを排出しているということで、若干誤差はございましたが、そういう計算をしました。つまり、5年前と今と比べて、住民1人当たりのごみの排出量は変化がないということなんです。

平成20年7月の広報に、住民1人当たり、1年間のごみの処理費用が1万39円と書かれておりました。ですから、現在も住民1人当たりのごみ処理費用は1万3,000円程度と考えて

よいと思います。住民の皆さんへの啓発で、お1人がせめて2割、2,600円の処理費用分のごみを、各世帯から1日100グラムでも減量したら、年間にかなりのごみ処理費用が節約できると思います。その浮いたお金で、学校や庁舎の建設に役立てられることを住民の皆さんにお伝えすることはそんなに困難なことではないと思いますので、担当課としての見解をお答えください。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

ごみの減量化に向けましては、今、宗議員さんからも御指摘がありましたとおり、やっぱり、減量には努めていかなければいけないと思っております。ごみの処理にかかる費用について、どれくらいかかっているのか、住民の皆さんにわかりやすく周知し、ごみ減量化に向けた取り組みを実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） わかりやすく表現していただきますようお願いいたします。

一般廃棄物処理計画にも、3R運動ということで、ごみ減量化についても明記がございました。しかし、3R運動というのはもう古く、リユース（もう一回使う）、リデュース（排出する、物を防ぐ）、リサイクル（再利用）、そして、さらにリヒューズと言って、要らないものは買わないという政策も入れていかなければならないと思います。トーンダウンしていることでございますし、ごみ行政は町の行政を圧迫する大事なものでございます。どうか住民の皆さんに御理解いただきますよう執行部の努力を求めまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、地域包括ケアシステムの構築について、質問させていただきます。

介護保険制度改正に伴う地域包括ケアシステムの進捗状況と今後の展望はということと、住民への周知・理解は進んでいるかという質問です。この質問は、前回は27年12月議会で質問させていただきました。2度目の質問になります。前議会では、地域包括ケアシステム構築について、自治会、老人クラブ等と今後の取り組みを協議していきたいと、福祉課長より答弁をいただきました。

質問が2点ございます。

1点目は、本日まで1年9カ月の間、地域包括ケアシステム構築のため、自治会、老人会を初め、住民の皆さんとどのような協議をなさったのか、御答弁をお願いします。

もう1点は、先日8月24日に第1回住民交流会が開催されました。その際、参加を募るための「広報ちくじょう」、29年8月号に「協議体の目的」と記されています。協議体とはどのようなものを想定されていて、いつまでに、どのような協議体をつくり何を担ってもらうのか、御

説明をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課、椎野でございます。

地域包括ケアシステムの構築のための自治会、老人会との協議との御質問ですが、1年半前になりますけども、平成28年2月27日に、コミュニティセンターソピアで地域包括ケアを考えるフォーラム「年をとっても安心して暮らせるまち築上を目指し」というテーマで、パネルディスカッションなどを行いました。

その後、民生委員会や老人会、自治公民館長会、ボランティア連絡協議会、また町が実施している健康教室などで、医療や介護の現状などを寸劇にしたDVDを上演し、地域包括ケアシステムについて、お知らせをしていきました。その際、皆様から質問、御意見等をお聞きしまして、その後、福祉課内で、どのようにしたら築上町にとってよりよい地域包括ケアシステムができるのかを検討してまいりました。

そして、地域包括ケアシステムにおける2番目の御質問でございますけども、地域包括ケアシステムにおける高齢者の生活支援体制整備に位置づけられております協議体についてでございます。

高齢者が在宅で介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で生活するためには、多様な支援が必要となってまいります。この支援につきまして、住民の皆様のセルフケア、自助ですけども、それと地域の助け合いや支え合い、互助の仕組みづくりを行っていくのが生活支援体制整備でございます。そして、この地域の助け合いの互助の支援を考えるとところが協議体だと認識しております。

先月の8月に、第1回の住民交流会をチャフル築城で開催しまして、自治会の皆様や民生委員さんなど約30名が集まり、今後、築上町にあったらいいサービスというのを話し合っていただきました。今後も開催して、その中で協議体として位置づけられたらと考えております。また、時期につきましては、国の指針の中で、平成30年までとなっておりますので、来年度中には協議体の発足を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 少しずつ動いているようで安心したんですけども、民生委員さん、老人会さん、そして自治会公民館長会さん、ボランティアさん、そして健康教室等で寸劇DVDを見せたとおっしゃいました。そして、システムについて周知を図ったと、そして、その御意見等を課内で検討されたということで、検討した結果、どういうことを実行することに決まったんでしょうか。教えてください。



○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課内で検討しておりますのは、協議体をどのような形で実行していくのか。協議体をどういう階層、どういう地域で検討していくかにつきまして検討しておりますけれども、築上町では、協議体は1つ、町内1つでということではしておりますけれども、協議の中で中学校区で設けたり、あるいは、小学校区で設けたりというようなことは柔軟に検討していきたいと考えております。サービスにつきましては、地域の皆様がどのようなことができるのか。また、どのようなことを求めているのか。自治体でできること、できないこと、地域でできることというのは分別をしていくということを検討しております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） よくわかりました。

協議体の活動も大変重要だと思うんですけども、先ほどおっしゃいました平成28年の2月27日の地域包括ケアを考えるフォーラムですね。「年をとっても安心して暮らせるまち築上」の内容で、その中に、町内の医師の片山先生が、認知症予防に大切なこととして、趣味を持つことを提言されておりました。高齢者の皆さんが趣味を持って楽しむと、認知症の予防になるということをおっしゃっております。

私は、行政は出資してでも、高齢者の方に趣味を持ってもらうべきだと思います。高齢者が趣味を持つことを行政が後押しすることで、医療費を抑制することができている自治体の例もあります。要は、地域包括ケアシステムというのは、なるべく医療費を減らしてくれ。そして、介護の負担を住民の皆さんで担ってくれというのが地域包括ケアシステムの方向性だと思っております。

住民同士が助け合わないと何もできない。今、課長がおっしゃったのは、やはり課内で一生懸命検討されているんですけども、なかなか住民を動かすところまで進んでいけない。私は住民を動かせるような仕組みづくりをするべきだと思います。

なので、例えば秋田市の取り組みを申し上げますと、高齢者が元気になるために高齢者のサロン、居場所づくりに取り組んでいるということです。行政だけではできないことではないので、住民主动の企画を公募して内容が行政に認められると助成金をつける。そして公共の施設は無料で使ってもらう。そういう居場所サロンが各市で存在しておまして、参加者の中から自主的にリーダーが育って活動内容も自分たちで運営するということが実現されています。運営することによって、高齢者の皆さんがサロンで学び合って向学心とプライドや自信を取り戻して、生き生き暮らせる原因になっている。そしてそれが助け合い互助の仕組みに通じているということになります。

もう一度申し上げます。行政は、出資してでも高齢者の皆さんに趣味を持ってもらうべき、それが地域包括ケアシステムの第一歩じゃないかと思いますがいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課の椎野でございます。高齢者の趣味の支援するいろんなイベントというか住民のですけども、こちらにつきましても地域包括ケアシステムの中の生活支援体制整備の中の事業概要で検討いたしまして、皆様方がどのような催しをやっているのかとかいうのを検討しまして、それに対する支援体制につきましては、事業内容が進む中で協議して決定させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 今、御答弁いただきましたが、高齢者の方はなかなか遠慮深い方が多いと思います。自分が何をしたいからと言って行政の側に簡単に、例えば囲碁をしたい碁をしたい、だからお金をつけてくれってなかなか言えないと思います。ですから、行政の側からも積極的に働きかけていただきますようお願いいたします。

日本は世界で一番の高齢者大国になります。ほかの国にこのようなモデルはございません。自分たちの足元から変えていかねばならないと思います。そして、地域包括ケアというのは、機械が行うものでもない、システムが行うものではない、人が行うものであります。知識がない人に介護を学んでいただき、全ての人が介護を習得すべき時代に来ています。おひとり様ではできません、お互いさまでないといけない、それが地域包括ケアでございます。

簡単に地域包括ケアをやれと私も申し上げておりますが、実はやはり介護を自治体ボランティアで担っていただくということに関して、自治体の大多数が苦慮しているという新聞記事も出ておりました。新たな担い手の確保は大変難しい。しかし今このシステムをつくらないと、10年後はやはり、高齢者そして医療介護難民という方々がまちにあふれることになると思います。今きちんとシステムをつくっておかないと、10年後は、町長は住民の皆さんに恨まれることになると思います。しっかりシステムをつくっていただきたいと思いますので、今のやりとりを聞いて今後の意気込みをお聞かせください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 地域福祉という形の中で、やはり地域の皆さんが福祉にかかわっていただくという施設の福祉も大事ですけど、地域の中でやっぱりそれぞれが補完し合って生活ができるようなシステムづくりといいますか、これが大事だろうと思っております。そういう形の中で、地域の中に一つの自治会を中心になろうかと思っておりますけれども、今、健康サロンを行っております。

すが、これが一つ核になって、そういう一つの地域の福祉の勉強会を開いたりとか、そういうものも大事じゃないかなと。

そしてあと、ボランティア制度という形で基本的には福祉いわゆる手助けをしたときに点数制度とかそういう形でその点数を利用して、また自分がその点数を利用して今度恩恵を受けるほうになるとか、そういう一つの制度づくりが今後はやっぱり寛容になってくるのではなかろうかなと、このように考えておりますし、担当課と検討しながら地域福祉の充実を求めてまいりたいとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） お言葉を返して申しわけないですが、やはり町長、福祉課のおっしゃることは上からの押しつけでございまして、まず高齢者の皆様が何を望むか、どういうものがあれば元気に過ごせるかという声からスタートして、行政はできることから始めていくべきだと思います。まずは高齢者の皆さんに病院に行かずに趣味を楽しんでもらうこと、私はそこから始めてほしいと切に訴えたいと思います。

そして、2番目の質問なんですけれども、介護保険法には介護人材の確保がうたわれております。地域包括ケアの目的とは、年をとっても安心して暮らせる在宅で暮らせるということです。在宅で暮らせるためには、介護人材の確保というのは大変重要になってくると思います。築上町として介護人材の確保にどのような努力がなされているのか御答弁をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課の椎野でございます。介護人材につきましては、介護保険に不可欠の社会基盤であり、その確保は最重要課題であると認識しております。福岡県高齢者福祉計画には、介護サービスに従事する人材の養成と確保、定着、資質の向上を図るとともに、人権を尊重した良質で適切な介護サービスを提供できるようにするとしております。そのためには、介護人材を地域全体で育み支える環境整備をする必要があります。行政、介護事業者、その他関係機関が連携協力して計画的・一体的な取り組みを進めることが必要であります。

若い世代や子育て後の女性また第二の人生のスタートを控えた中高者層が介護分野での修了を含め、地域包括ケアシステムの担い手として多様な形で参加いただけるよう町としても取り組みを進めてまいりたいと考えております。具体的には県が実施します介護職員等の研修についての募集と地域包括ケア会議というのを築上町で開催しておりますけれども、多種協働による地域包括支援ネットワークの構築、この場で町内の介護サービス業者の職員の方と（ ）としながら介護スキルの上達を目指しております。また、自立支援研修会を地域包括会議のほうで開催しまして、介護職員のスキルアップにつなげております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 御回答いただきましたが、これもお言葉を返して申しわけないですが、やはり上から頑張れ頑張れ勉強の機会を設けてあげる、そしてスキルを上達してくれと言っているだけで、介護人材そのものを大事にしようと思っていない、気持ちよく働いていただくためには地域の方の協力が大事というだけで、行政としての努力は全く感じられません。

私もヘルパーを担っておりましたが、ヘルパーさんにとって今一番つらいことは何ですかとお聞きしましたら、「移動時間の給料が出ないのがつらい」また「ヘルパーの事業を続けて仕事をしている間に、包括に言われた駐車場にとめたけれども、その駐車場で駐車違反になって罰金を取られた」とかそのような悲痛な悲鳴を聞いております。ぜひともヘルパーさんたち本人の悩み等を聞いていただき行政等で考えていただけますようお願い申し上げます。そして、駐車違反等で、違反は違反ですけれども、やはり温かみのある取り締まりをとということで警察署等とも協議していただければと思います。介護人材を守る取り組みについて、町長、一言お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まあ、駐車違反とかそれはやっぱりしないように指導しなければいけないと、これはもう思いますし、だから基本的には、まあ、処遇改善かこれは当然やっぱり要望していきながら、町独自にするわけにはいきませんし、やはり県・国にある程度の要望をやっていくということが寛容だと思いますし、町独自にやる分は、これは当然町が負担しなければなりませんけれど、まあ、保険の範囲内でやる分は国・県にもうちょっと点数のアップあたりを要望していくと、こういう形になるかと思います。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 在宅で住んでいただくことを支援する上で町独自でも、あと国・県にも訴えていただくことをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） では、最後の質問です。防災についてということで、築上町の災害発生時の対応について。避難所設営等のシミュレーションを職員住民がともに学ぶ機会をつくっているか。町職員、自衛隊等、災害時に出勤される方々の子供や介護の必要な家族を守るシステムの構築ができているかということです。

まず、8月1日に和光苑さんと築上町が福祉避難所の協定を結ばれ、福祉避難所が町内4カ所になったということを中心に心より感謝申し上げます。また、8月29日では築上町中央公民館で豊前築上地区の元気な女性団体が防災フェスというものを開催してくださって、築上町も応援協力してくださったことに感謝しております。そこで、その防災フェスで私は避難所の設営について学んでまいりました。講師は日本各地で起こった災害支援に尽力されておられるレスキューアシス

トという方でした。私自身に知識がなく驚いたんですけども、災害発生時、避難所の設営は誰が担うのか、自衛隊さんでもなく消防隊員でもなく行政職員でもなく、その土地に住む住民自身が行います。そして避難所設営等のシミュレーションを職員住民がともに学ぶ機会をつくっているかという質問をさせていただきたいと思いますが、あわせて提案させていただきます。ちょうどタイムリーに西日本新聞が9月9日に避難所設営をする疑似体験という見出しで「HUG（ハグ）」というゲームを紹介しています。行政と住民がともに学べる避難所疑似体験ゲームですので、ぜひ購入して行政主導で実践していただきたいのですが、いかがでしょうか。ワンセット7,400円なんですけれども、総務課長、御答弁お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 避難所設営の件でございますけど、昨年、BGにおきまして、避難所設営の職員レベルの運営方法について研修を行っております。住民を交えた研修というのは行っておりません。先ほど、避難所設営ゲームHUGについてでございますけれども、全国的に自治体や自治会、自主防災組織、社協等の研修会で、このHUGというものが使用されていると聞いております。町職員の中にも社協でこのような体験をしたと聞いております。体験の話によりますと、避難所の運営を行う上での注意点や臨機応変に対処できるということが学べて有意義だったというお話を聞いております。今後、このような疑似体験を想定した取り組みも必要であると思いますので、このゲーム購入するというのと、あとこれを町主催するのか自主防災組織でするのかということもあわせて検討したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 御購入への前向きな答弁ありがとうございます。防災訓練というのは、各自治体で頑張ってくださっていると思うんですけども、防災訓練を実際に行うのはなかなか大変でございます。カード式のゲームであればいつでもどこでもできますし、学校やあとは自治公民館そして自治体職員の皆さんにも大変有意義なゲームになります。そして最近コミュニティスクールも発足しましたし、コミュニティスクールの中で学校を避難所として運営するために自分たちが何ができるか、そして普段からどんな備えをしたらよいかという点について、具体的に考えるきっかけをつくることのできるゲームです。ぜひとも購入したらどンドン町の中で進めていただきたいと思います。

最後の質問になります。2番目の質問でございますが、これも先日の防災フェスで学んで来たことからの質問でございます。レスキューアシストの皆さんは災害発生時、まず陣頭指揮を担わなくてはならない首長や自治会長の御自宅から片づけを行うということでした。なぜそうするかというと首長、自治会長にまず安心してもらわなければならない、あなたの家は大丈夫だという安心感がないと、冷静な指揮判断ができないということでした。とても大切なことを教えていた

だいたと思います。では、私ども住民が頼らねばならない町の職員そして自衛隊員さんはどうなるのでしょうか。災害時の家族を心配しながらの任務は大変つらいものになると思います。災害発生時を想定して基地の町である築上町は、日ごろから自衛隊員の家族を守る視点、そしてあわせて町職員の家族を守る視点を持って災害時の対応を考えなければならないと思います。まずは担当課長、そして時間内で間に合えば、町長にも御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 先ほどの宗議員の質問でございますけれども、災害時等におきましては、町職員は住民の方の生命財産を守る業務に従事しなければならないと考えております。職員が安心して業務に従事するには、家族の理解が必要となってきます。子供や介護などについても家族に職員として仕事の理解をしてもらうということを事前に対応を検討していかなければならないと考えております。職員の家庭の事情もさまざまでございますけれども、こういうシステムを構築するという事は難しいと考えております。個々で対応していかなければならないと思っております。町職員同士の子供や介護の必要な家族を守るシステムは今現在ございませんけれども、職員によっては子供同士が同じであって地域の子供会とか同じ場所で集まったりする場所とか地域活動やサークルの中で家族同士が交流できる場があると思います。また職員互助会や組合などにも家族間の交流ができるような取り組みを今後促進してもらうように伝えたいと思っております。

自衛隊についてはわかりませんが、大規模災害や国際平和協力活動の任務に当たる上で、平時と派遣時の家族支援のプログラムがあると聞いております。その内容については詳細はわかりませんが、家族の不安を取り除くような仕組みがあるようでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 非常にこれはもうなんて言いますか、町からというより、それぞれ皆さんが自分の家族を守る、そのために自分がもしないときはどうするかというのは、職員それぞれやっぱり考えてもらう必要があるかと思っております。そしてまた、先ほど言ったようにサークルとか、それから町の職員であれば、いわゆる職員労働組合あたりも協力依頼をしながら面倒見ってもらうとか、そういう一つの方法はあるかと思っておりますので、日ごろからやっぱりそういう一つの話し合いは職員間でやっておく必要があるのではなからうかなど、このように感じております。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 簡単に提案しましても難しいことだと思いますが、やはり町長が陣頭指揮をとっていただいて、せめて皆さん同士で頑張ってくれということになるかもしれませ

んが、それでも必要であるということはしっかり訴えていただきたいと思いますし、できればシステムまで構築していただければと思います。自衛隊員さんも同様です。せつかくこの町に住んでいただいております。この町の子供はこの町で守らねばならないと思います。介護の必要な方も同様です。ぜひよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦休憩します。再開は午後2時10分からとします。

午後1時59分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番目に、8番、信田博見議員。信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 本日最後の質問でございます。なるべく早く終わります。

○議長（田村 兼光君） 早う終わらんでいいけ、気合を入れてやり。（笑声）

○議員（8番 信田 博見君） 災害については、宗議員がしっかり質問をしました。でもちょっと違う観点からまた質問したいと思います。

朝倉市、また添田等で大変な被害が出ておりますけども、その原因の一つとして、流れてきた流木——流木というか、山に立った木なんですけども——が原因だったということが言われております。被災地の報道をしてみますと、木肌があらわになった樹木がたくさん折り重なって手がつけられないという状況になっていたようであります。人によっては、これは人災だという人もおりましたよね。あれを見ていますとほとんどが杉の木、きれいなまっすぐの木ですけども杉の木です。これもやっぱり人の手によって植えられて大切に育てられた杉の木です。朝倉から日田にかけては、この辺とはちょっと違って、日田杉ということで杉の木が物すごく多いんです。

あの現状を見たときに、わが町築上町にあれほどの雨が降ったときにはどうなるだろうかと非常に心配になってきます。杉の木は結構もろいというか、ポキッと折れるんです。台風19号のときもあの被害をしてみますと、杉の木は途中でポキンポキンと折れて、でもヒノキはもう根っこから全部倒れている。そういう状況でした。というのがヒノキは折れには非常に強いんです。ですから、杉とは全然性格が違います。この辺では建築ヒノキということでほとんどヒノキが多いです。あのヒノキが流れてきたときには、あの杉とはまた違う被害が出るんじゃないかなというふうに思います。ですから、あのヒノキ等が橋の橋脚等に引っかかるともうそこがダムのようになって、それから土砂があふれる、そして木が流れるとその木が人家を押しつぶしたり流したり、本当大きな被害が出ると思います。今、だからそんなに大きな被害もなく、台風も——まあ

18号は近づいておりますけども——余り来なく災害も少ないということで少し安心しておりますけども、この状況がずっと続くとは限らないわけですから、何か今、手を打たなければという思いがあります。それは、誰もみんなそう思っていると思います。この流木被害に対して何か打つ手はあるのでしょうか。何か考えていますか、誰でもいいです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 流木被害といいますか、基本的には、森づくりという形の中で、これ、旧椎田町だけの話か私はよう知りませんけれども、森づくり検討委員会ということで、杉、ヒノキにかわるやはり照葉樹林を植える混木林、いわゆる杉、ヒノキの中に根っこが下にずっと伸びる、杉、ヒノキは表面しか根っこがはわないというふうに言われておりますけれども、根っこが直根がどんどん中に入って行って保水力ができるような森づくりをやるのではないかというふうなことで、まあ、そういう一つの方針できており、私もこれずっとこれ踏襲してきて、極力、今から植栽する公有林には杉、ヒノキだけじゃなくて、照葉樹林を植えていこうと。

それでまあ一つは、流木対策というか、これはまだ完全にはしておりません、実際。というのが、うちの山では過去にそんなに大きな山崩れはないということもございますけれども、基本的にはこの大雨で城井川が氾濫という、これが一番怖いわけで過去の歴史をちょっとひもといてみれば、伝法寺が相当な被害で家が流されたりとか、そういう形で伝法寺地区に昭和の初めぐらいにたしか大被害があったと聞き及んでおります。例の朝倉地方もお寺の古文書からいわゆる谷間のところが土の層で非常に流れやすい層ということもあったということで、やっぱり江戸時代にそういう大きな土砂土石流があったというふうなことがお寺の古文書にあったというようなことで、やはり歴史を勉強しながらどの地域が被害にあうかというのも再度もう一回勉強し直す必要があるんじゃないかと、このような形で今災害があったばかりなんで、そういうことで考えてみれば伝法寺地区が非常に大災害があったと、大水が出てという形で、まあ、この辺では今川が我々が覚えているあたりでも若干堤防が切れたりして、行橋のほうで冠水したという話がありますけれども、大被害には及んでいないというようなことでございますけれど、やはり大きな被害も想定しながらどういうふうにすれば防げるかというものをやっぱり周辺住民の皆さんに周知をしていただくということが大事じゃないかなと、このように考えておりますんで、過去のそういう災害の状況等、それから今後起こり得ると、今、起こっておるのは、若干裏山の土石が少し崩れてきたとかいうそういう方々にはもうすぐに避難をしていただくというふうな形で自治会通じてなり、若干最近でも上ノ河内のほうとかいろんなところで裏山が少し壊れて家まで近づいてきたとかそういう話はあっておりますんで、そういう方々には極力地域の避難所に避難をしていただくというふうな特例を行っておると、その程度でございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。



○議員（8番 信田 博見君） 私、山が仕事場なもんですから、いろんな山を歩くんですけども、過去に土砂崩れが起こったであろうというような地形の部分がたくさんあります。これからもだから起こり得るということですよ。そういうことで、この築上町ではやっぱり台風、大雨の被害が一番危ないかなというふうに思うわけですが、朝倉の上のほうにダムがあるんですけども、そのダムの中にすごい量の樹木が浮いていますよね。今、やっと3分の1ぐらい片づいたかなという話ですけども、あのダムがあれだけの樹木をため込んでいますよ。もしあのダムがなかったら、あの下のほうはまだ激しい被害があったらと思うんです。今、伊良原のほうではダムができていますけども、あのダムはやっぱりそういうのを——水をためるといってもありますが——そういう被害を食い止めるということも大きな役割を担っているようでありまして。城井のほうは、寒田のほうはできないということで非常に残念なことなんです。

この状況、識者の人とか林業関係の人とかに聞いてみますと、やっぱり林業に携わる人たちは高齢化して山の手入れがなされていないのが一つの大きな理由だろうというふうに言われております。ですから、築上町でも今、森林環境税ですか、あれでかなりの山がきれいになっております。でも、できれば間伐とかにしても、できればその木を搬出する、林内をきれいに仕上げるといことはやっぱり大事だろうと思います。まず、そういった木が流れてしまうと、あんな被害が起こるということ。それから、伝法寺あたりが危険だろうということで、その危険箇所をなるべく早目早目に調べて防災マップに記入するとか、いろんな方法でやってほしいと思います。

これは次の質問で、宗議員が言われておりましたように、先月、NPO法人が防災フェスと銘打って中央公民館で開催しておりました。たくさんの人というほどの人じゃなかったんですが、そこそこの人が集まっておりました。それも子育て中のお父さんお母さんがたくさん来られておりました。内容は本当すばらしいものであったと思っております。災害が起きたとき、あなたは大切な人を守れますかというのがテーマだったようですが、民間の方たちがもしものときに自分たちに何ができると、どういう行動をしたらいいかと、そして自分たちでどれだけの人を守れるんかという、そういう考えで行動を起こしているということは非常にうれしいことだと思うんですよ。だから、そういうイベント等を聞きつけた場合は、ぜひ行政のほうも惜しみない応援をしていただきたいなというふうに思います。

その防災フェスで、先ほど宗さんも言われましたように、熊本のほうでボランティアをしております中島さんという方が言われておりました。そこで少し話題になった福祉避難所についてでございます。今月に和光苑が第4の福祉避難所ということですが、それまでの3つは、どことどこどこなのかちょっと教えてください。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 3つでございますけれども、1つ目は自愛の家、あと2つは、築城社会福祉センター、県立築城特別支援学校でございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 非常にそういう体の不自由なとか、身体障害者あるいは妊婦の方、お年寄りの方、寝たきりの方、そういった人たちの避難所ということだろうと思うんですけども、やっぱりそこそのノウハウを持った人たちがいないと普通の人ではどうしてもこうできない部分があるので、そういう社会福祉法人等がなってくれるというのは非常にいいことだと思うんですね。ですから、それをちゃんと住民の方たちに周知徹底して、こういうときにはこういうところに避難してくださいという周知徹底がなされているのかどうなのかというのがやっぱり問題になってくると思います。ぜひ、皆さんにわかるように徹底していただきたいと思えます。

福祉避難所というのは、もし災害が起きたときに、もう直福祉避難所に行くということはまずないそうです。例えば、この辺だったら椎田中学校が避難所になっていたら、椎田中学校にどーんと皆さん行くわけです。そしてその中で、足が悪い人とか身体障害者とか妊婦の方とか、あなたたちはこっちに行ってくださいということで、二次避難所的な部分があるらしいんですね。ですから、それを二次避難所に行かんで直もう行かれるのであればそれが一番早いんですけども、どうしてもその把握が難しいということで、そういう形になるんだそうであります。

どうか、これからこの福祉避難所というのは非常に大事になってくると思います。それから、まだまだこういう障害者等に対してのノウハウを持った施設等もあると思いますのでお願いをして、福祉避難所になってもらうということも大事じゃないかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

災害については、以上で終わります。

次に、有害鳥獣駆除についてということで通告をしております。1頭当たり8,000円の報償金を支給しているが、持続可能か、また増額できないのかという通告をしております。増額できないのか、この8,000円がずっと維持できるのかということと、今、年間にわなで何頭とっているのか、銃で何頭捕獲しているのかというのを、課長、お願ひします。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。ただいまの信田議員の質問でございますが、何カ年前から言いましょうか、わなと銃の関係。平成28年度分でもよろしいですか。

○議員（8番 信田 博見君） 28年でいい。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 平成28年のイノシシわなにつきましては、イノシシが

わなで318頭、銃で25頭、鹿がわなで469頭、銃で122頭、以上でございます。

あと、報償金の8,000円の分につきましては、現在、国の鳥獣被害防止総合対策事業ということで、交付金として現在8,000円支給されております。この分につきまして継続については可能かということですが、この事業自体が平成25年から始まって、本年で一応ひとくくりというところで話を聞いております。そして国のほうの方針としてまだ出てはおりませんが、現在、農林水産省と環境省で作成されました抜本的な鳥獣捕獲強化対策という指針がございまして、この指針の中で平成25年から平成35年までの間に、日本鹿、それとイノシシを現在の生息数を半減させるという文言があります。それを鑑みますと、多分平成34年までこの交付金は続くものではないかと推測をしておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 鹿が物すごく多いということですかね。有害鳥獣捕獲員ちゅうんですか、その捕獲員のこと、活動が今、何か土曜日だけという話を聞きましたけれども、何で土曜日だけなのかということなんです。捕獲員も非常に高齢化が進んでいますよね、恐らく。そういうことで土曜日だけじゃなくて、もう仕事していない人は平日でも行ってもいいよということがどうしてできないのかちょっとお願いします。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。ただいまの信田議員の質問でございますが、この土曜日だけの出動というものにつきましては、現在、協議会がございまして、旧の銃の分の協議会でございます。この銃のほうの協議会においては土曜日のみと、そして築上町においては、わなのほうの協議会もございまして、このわなのほうにつきましては、個々でいつでも活動ができると。なぜ銃がそういう形で制限されるかということにつきましては、主流側の巻き狩りといひまして、犬を使って獲物を追う、そして追った獲物を追われる場所で待ち受けて撃つという方法をとっておりますので、最低でも3人以上の人間が必要になると、それで危険等も伴うということから、危険回避のために多くの人間が出るときに限ってするというところで土曜日ということで限定しているようでございます。

あと、ほかの市町村の関係についても調べてきていますが、発表しますか、いいですか。それでは、豊前市ですが、豊前市も基本的には土曜日のみと。上毛町は日曜日で行ける場合のみ。行橋市は銃による巻き狩りは一切行ってないと、年間に一斉駆除というのがありまして、県下全域で駆除を行う場合、年に二、三回程度は実施していると。みやこ町は担当者が依頼をした日のみ。荻田町は水曜日と土曜日と。そういうところがございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 銃のほうは少ないんですかね、やっぱり人数も少ないだろうし、銃でしとめる頭数が2割ぐらいやったですかね。2割ぐらいで、わなが8割ぐらい、そうですね。でも、土曜日のみというのは土曜日に雨降ったり雪降ったりしたら、それはもうぱーになっちゃうわけで、もう少し何とかできないのかなと思うんですよね。2日にし3日ぐらいは行って、少しでもやっぱりたくさんしとめてほしいと思いますけど、できないんですか。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業、今富でございます。できないかと言われれば、できないことはないと思います。一応、産業課としましても、できれば土曜日以外にも出勤してほしいと、たくさんの捕獲をしていただきたいという要望がございますので、今後、協議会の中において、そういう要望をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） さっき協議会という話が出ましたけども、何か協議会の中がぎくしゃくしているという話も聞いております。一部の人ががっと言ったらもう誰も言わないと、だから、話が前向きに進まないと、ほかの土曜日以外でもできる人もたくさんおるんだけど、それができないとかいう話も聞いたことがあるんですが、ぜひこういうことは産業課が主導権握ってこうやってくれと言え、恐らく皆さん動くと思うんですけどね、だめですかね。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課としましてもお願いする立場でございますので、強く言えば、今度はもうやらないと言われたら困りますので、お願いするということとどめさせていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） ちょっと、話前に戻るんですけども、8,000円がどっか1万5,000円とか、1万円とか払っている所もあるという話を聞きました。これも、やっぱり、国の施策でかえられない。ふやされないんですか。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。

ただいまの質問でございますが、この件につきましては、今、京築管内においても上乘せという形で出している町がみやこ町と上毛町がございます。本年の5月に、会計検査が入りました。

この会計検査の中で、その頭数をごまかして不正受給をしたという事例が2市ほど発生しております。それと含めまして、今回の会計検査の中で、このみやこ町、上毛町の上乗せ分について、現在、国が出している8,000円については上限という表示の仕方をしております。だから、

町のほうが単費で上乗せをつけた場合については8,000円を上限としますんで、町が3,000円つけばこの交付金は5,000円になると。そういう説明が今回の会計検査でございました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） はい、わかりました。

それから、今まで鹿のほうが何か今多いような気がします。確かに、道路走っても鹿はよく見かけますが、近ごろイノシシが少ないなあという感じは受けますが、今、山間部のほうで非常に子供を見かけることが多い。俗に言ううり坊。うり坊を見かけることが多いんですよ。

うり坊を取った場合は、その8,000円対象にならないと。どこから下がうり坊なのか。なぜ、うり坊がこの8,000円の対象にならない。1頭は1頭でしょう。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業、今富でございます。

濟いせん、今の御質問でございますが、うり坊が1頭ということで、成獣と幼獣については、一応、成獣についても、この8,000円ではなく1,000円は出ます。で、成獣と幼獣の区別については体重によって区別をするという形で、うちも今回の会計検査の中で、そのうり坊と言われるまだ縞の残った部分について写真で指摘がありました。

この分が、うちが15キロという数字を出しておりましたんで、この分が15キロありますかというふうに問われました。返答のしようがございせんでしたが。から、そこのところも含めて、成獣でなければ8,000円が出ないという所もあって、なかなか、この交付金を出す関係で、うり坊を取っていただけないという所も多少出てきてるかなという弊害が出てるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 何か、ちょっとおかしいですよ。うり坊の時しとめりゃ、それはもう大きくならんんだから被害も大分減ると思うんですけどね。そのうり坊に対して、うり坊取ったら、町が何ぼかつけるということも難しいんでしょうね。もう、聞きません。今、うり坊見かけることが多いということはだんだんと、また、イノシシもふえるということなんで、ぜひ、この有害鳥獣、しっかりと指導して、なるべくたくさん取ってもらうように努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で、有害鳥獣について終わります。

あと、築上町を盛り上げる施策、イベント等についてということを通告しております。

これは、今、何かが、築上町がちょっと元気がないんじゃないかと。豊前や行橋や、それから、みやこ町の人からもそういうふうに言われます。今、築上町の大きなイベントというのは、来月あります築上まつりぐらいかな。あと、イベント、町のイベントじゃないですけど、航空祭に絡んだこととかありますけども、何か、ちょっと、もうちょっとイベント等してもいいんじゃないかと。

築上町では、非常にイベントするにはもってこいのアグリパークがあります。あそこは、駐車場もあるし、広場もあるし、舞台もあるし、何をやってもできるという所だと思うんですけども、築上まつり以外で、何か盛り上げるイベントをやろうよという話とか、そういったものが、町長、考えとかないんですかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今、築上まつり、それから、それぞれの団体がいろんなイベントを開いていただいている。例えば、全国からオートバイの愛好者が1泊泊まりでそこに集合して、そして、いろんなイベントを開いていた。そこに店が出て、その売上げの1軒当たり、町のほうに今回寄附をいただきましたけれども、そういう民間でのレベルでのイベント開催というか、これも少しずつふえてきておるのは事実でございますし、そういうことで、極力、そういう大きなイベントを開くようには、町のほうでは、他の団体等ともお願いしながらやっていると。

町は、基本的には、今、築上まつりと、それから、何かあったかな。商工課のほう詳しいんですけども、そういうことで、築上まつりがすぐ始まりますんで、それに傾注しておるところでございますし。

あと、ロードレース会。これ、もう、広場じゃございませんけれども、高校の駅伝大会も、一応、あそこの周回コースで行うとか、いろんな形で、一応、やるのはやっておるんですけど、これを、もうちょっと見学者の多いイベントにやっていくというのは大事じゃないかなと思っております。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） バイクのそういう団体とか、あるいは、例えば、アウトドアの関係とか、そういった所にも、こういう場所がありますよという働きかけもしていいんじゃないかなというふうに思います。

豊前市のほうでは、何か大きな椅子を、木でつくった椅子をどおんと据えた人がおりました。最初はそうでもなかった。今、その椅子をわざわざ見に行く人が非常に多いということでございますんで、ほんと小さなことでも、人がたくさん来るようになるんですね。

今、スマホとかタブレットで、ここに行ったよというような口コミをどんどんすると、そこに、

今度、私も行こうということになって、お客もどんどんふえているんですね。これ、また、ほんとに不思議なもんなんですけれども、副町長に聞きたいんですけども、国見山に展望台をという話をずっと言ってきておりますけれども、もう、副町長、忘れたんじゃないですか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 忘れたわけございませんけど、もう少し、ちょっと検討させてください。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 早くしてください。

今、どんと、広く宣伝するというよりも、口コミの効果というのは非常に大きいと思うんですね。ですから、ほんとに小さなことでも、少しずつでもやっていくということが大事になってこようと思います。アグリパークのこと、それから、いろんなイベントのこと。ぜひ、これから、しっかり考えてやっていっていただきたいと思います。

次にいきます。

子育て支援についてということで、今、子育て支援で我が町しかやってないんだろかなというような、何かそういったことはやっているんですかね。町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） うちの町だけというのはないと思いますけれども、少ないという形であれば、給食費の補助をことしから、一部ですけど、米代を全部町のほうで負担していこうということと、それから、これも大分やっているんです。保育料の第3子の無料。幼稚園も一緒でございますけど、第3子については、町のほうで補助金もしくは保育料を免除しよう。このような形で、ことしからさせていただいておりますけれども。

それから、子供の医療費、まだまだ、よそは半分もやってないと思います。全国の自治体中では、3歳から、それから中学生まで、一応、初診料除いて無料にしておるとい形になっておりますし、やっぱり、周辺でも、大きい所はこれできてないと。小さい所はできておるといふうな状況でございますけど、そういう形で、子育ての支援ということで、まだまだ、担当課のほうから言わせればまだたくさんあると思いますけど、私の、今、頭の中ではそれぐらいはやっておるといふうなことと、それから、あと、ブックサービスとか、いろんな、一応、出産前の読み聞かせをお母さんにするとか、いろんな、これは、もう既に、以前から宮下議員の提唱でやっておるといふうなこともございますけれども、個別については、それでは、担当課、あれば答えてもらいたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課の椎野でございます。

現在、福祉課で実施しております独自の子育てといたしますと、築上町だけで今やっておるとい  
うわけではございませんが、保育園の病後児保育事業、休日保育事業、保育園の園児の社会見学  
の助成事業。あと、コアラサークル、放課後児童クラブの利用料減免制度などを実施しております。  
以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 給食費の米代、それから、保育料、第3子無料化。これは、近隣  
の市町村の人たちからもようやったなというふうに言われます。医療費、中学生までを高校生に  
までにやるという話はなかったですかね、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいま検討中でございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） よろしくお願ひします。

それから、子育て支援に関する事で、今、子育て中のお父さん、お母さんというのはスマホ  
とか、タブレットとか、もう90%ぐらい持っているらしいんですけども、このスマホとか、タ  
ブレットというのを利用しない手はないなというふうに思うわけですね。

行橋市では、ことしの12月から、母子手帳機能も備えた子育て支援アプリを導入するという  
ふうに聞いております。スマホ、タブレットから子育てに関する事、そういう情報が手に取る  
ようにわかると。予防注射の日づけとか、今度はあなたのところは予防注射ですよとか。それから、  
休日の医療は、小児科はここにありますよとか。それから、行政に対しての要望とか、そういつ  
たものも全部受けつけられるということで、行政のほうもどういったことをお父さん、お母さん  
方が思っているのかというのがすごく把握がしやすいということで、今、この子育て支援アプリ  
を導入する所が非常に多いと聞いております。

しかしながら、このアプリを導入するには非常に高いお金がかかるらしいんですけども、これ  
にかわる、何かほかにあるんじゃないかなと。例えば、ラインに乗っかってやるとか。フェイ  
スブックに乗っかってやるとか。そういったことがあるんじゃないかなと思うんですけども、  
いかがでしょうか。課長に聞きます。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課の椎野でございます。

子育てアプリにつきましては、議員さん御指摘のとおり、スマートフォンに自治体が子育ての  
情報を伝える手段として活用する団体が近年ふえているようでございます。アプリの利点としま  
しては、若い子育て世代にとっては、最も身近な情報端末であるスマートフォンに情報提供でき



るということになりまして、手軽に場所を選ばず情報を収集できるというのがアプリの魅力でございます。

実際に、アプリを活用している団体につきましては、東京都世田谷区や新潟市、大垣市、和歌山市などが活用しております。その他多数、大都市がしておりますけれども、乳幼児健診や保育園の情報、予防接種のスケジュールなど、子育ての情報を発信しているようでございます。

築上町では、まだ、アプリの検討はしておりませんが、費用面、導入コストと維持管理のコスト等かかるようでございますので、そこらへんのところを費用を検討しまして、どのような情報が掲載できるのかどうか、今後、検討を始めていきたいと考えております。また、ラインという方法もあるかと思えます。こちら、登録するだけで情報が提供できるという。費用があんまりかからないというようなメリットもあるようでございますので、こちらも合わせて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 今の若い世代というのは、ほんとに、町の広報が来ても読まない。それから、無線放送もあまり聞かない。そういった方たちが多いんだと思うんですよね。ですから、非常に情報が伝わらないと。でも、スマホやタブレットで伝えると、何か、使っている人が多いんで、かなり効果的なんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、これ、進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

それから、今、全然別な話になるんですけども、スマホとかタブレットをお年寄りとかにも、非常に、使い方を教えたりとか、使ってもらおうと我が町で今問題になっている買い物難民とかも減ると思うんですよね。そして、スマホから、あるいは、タブレットから、きょう、何か品物頼めば、頼めれば、生鮮食品であろうと、肉であろうと、魚であろうと、あした届くんですよ。そういうことも、行政として考えてはどうかかと。これはお願ひというか、提案なんですけども、ぜひ、そんなことも考えていただきたいと。このスマホやタブレットを行政のほうが有効に使うというのも一つの手だてじゃないかなと思いますんで、どうかよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（田村 兼光君） これで、本日の一般質問は終わります。残りの質問はあす14日に行います。

---

○議長（田村 兼光君） 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後2時55分散会

---